

第37号議案

久留米市立図書館協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成26年6月26日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市立図書館協議会委員の任期が平成26年6月30日をもって満了するので、新任委員を任命しようとするものである。

久留米市立図書館協議会委員の任命について

久留米市立図書館協議会条例第2条により、下記の者を久留米市立図書館協議会委員に任命する。

記

区分	氏名	所 属	任期
学校教育 の関係者	日野 正則	船越小学校校長	平成26年 7月1日から 平成28年 6月30日まで
	原 章	田主丸中学校校長	
	高松 亮輔	明善高等学校校長	
	遠山 潤	久留米大学文学部教授	
社会教育 の関係者	古賀 隆子	久留米男女共同参画推進ネットワーク	
	松田 正春	久留米市校区まちづくり連絡協議会	
	今村 俊治	久留米市社会教育委員	
家庭教育 の向上に 資する活 動を行う 者	別府 龍江	おはなしボランティア（中央図書館）	
	深見 洋子	録音ボランティア	
	溝江 りえ子	点字ボランティア	
	馬渡 千鶴子	おはなしボランティア（田主丸図書館）	
	馬場 恵美子	おはなしボランティア（北野図書館）	
	中園 壽子	おはなしボランティア（城島図書館）	
	高野 登美子	布の絵本ボランティア（三潯図書館）	
学識経験 のある者	塚本 篤行	久留米市議会議員	
	川島 久美子	日本子どもの本研究会	

久留米市立図書館協議会委員旧新対照表

区分	旧委員名簿		新委員名簿	
	氏名	役職名又は所属	氏名	役職又は所属
学 校 教 育 の 関 係 者	ひ の 野 まさのり 日野 正則	船越小学校校長	ひ の 野 まさのり 日野 正則	船越小学校校長
	はら あきら 原 章	田主丸中学校校長	はら あきら 原 章	田主丸中学校校長
	としもと だいじろう 吉本 大次郎	久留米商業高等学校校長	* なかまつ りょうすけ * 高松 亮輔	明善高等学校校長
	とよやま じゅん 遠山 潤	久留米大学文学部教授	とよやま じゅん 遠山 潤	久留米大学文学部教授
社 会 教 育 の 関 係 者	つじ すが子 辻 すが子	久留米男女共同参画推進 ネットワーク	* こが 隆子 * 古賀 隆子	久留米男女共同参画推進 ネットワーク
	まつだ まさはる 松田 正春	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	まつだ まさはる 松田 正春	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
	もり ゆきお 森 幸雄	久留米市社会教育委員	* いまむら しげゆき * 今村 俊治	久留米市社会教育委員
家 庭 教 育 の 関 係 者 上 向 資 源 活 動 を 行 う 者	べっぶ なつえ 別府 龍江	おはなしボランティア (中央図書館)	べっぶ なつえ 別府 龍江	おはなしボランティア (中央図書館)
	うへだ るみ子 植田 留美子	録音ボランティア	* かみ 洋子 * 深見 洋子	録音ボランティア
	みぞた けんじ 溝田 謙二	点字ボランティア	* みぞえ りえ子 * 溝江 りえ子	点字ボランティア
	べっぶ ちき子 別府 知佐子	おはなしボランティア (田主丸図書館)	* まわり ちづ子 * 馬渡 千鶴子	おはなしボランティア (田主丸図書館)
	なか尾 じゅん子 高尾 淳子	おはなしボランティア (北野図書館)	* ばば 恵美子 * 馬場 恵美子	おはなしボランティア (北野図書館)
	とくなが きよみ 徳永 清美	おはなしボランティア (城島図書館)	* なかぞの ひさ子 * 中園 壽子	おはなしボランティア (城島図書館)
	うちだ しず子 内田 静子	布の絵本ボランティア (三潴図書館)	* たかの 登美子 * 高野 登美子	布の絵本ボランティア (三潴図書館)
学 識 経 験 の あ る 者	つかもと ちゅうき 塚本 篤行	市議会議員	つかもと ちゅうき 塚本 篤行	市議会議員
	かわしま 久美子 川島 久美子	日本子どもの本研究会	かわしま 久美子 川島 久美子	日本子どもの本研究会

*は新任委員、他は再任。旧委員所属は任命時。

図書館協議会について

1 設置根拠

(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）（抄）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる期間とする。

(2) 久留米市立図書館協議会条例（昭和57年久留米市条例第3号）

（趣旨及び設置）

第1条 久留米市立図書館の適正な運営を図るため、図書館法（昭和25年法律第118号）の規定に基づき、久留米市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（委員の任命の基準）

第2条 教育委員会は、協議会の委員を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するものとする。

（委員の定数）

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、当該審議会の委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長が選任される前の会議は、館長が招集する。

2 会長は、館長の諮問があったとき、又は委員の総数の3分の1以上の委員が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、速やかに、会議を招集しなければならない。

3 協議会は、その属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項は、会長が協議会に諮って定める。

2 久留米市での位置づけと開催

○ 久留米市では、図書館協議会を図書館長の諮問機関として位置づけ、年3回程度開催している。

○ 委員数は、16人。

○ 開催時期は、概ね7月、11月、2月頃を予定。

○ 開催は図書館での会議による開催のほか、先進事例の現地調査を行うことがある。

第 38 号議案

久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 6 月 26 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市社会教育委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市社会教育委員の委嘱について

社会教育法第15条第2項により、下記の者を久留米市社会教育委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
家庭教育関係者	今 村 俊 治	久留米市民生委員児童委員協議会	平成26年7月1日から 平成26年11月30日まで

久留米市社会教育委員新旧対照表

区 分	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学校教育関係者	山 崎 和 子	久留米市小学校長会	山 崎 和 子	久留米市小学校長会
社会教育関係者	古 賀 秀 心	久留米市校区まちづくり連絡協議会	古 賀 秀 心	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	田 中 幹 雄	久留米市子ども会連合会	田 中 幹 雄	久留米市子ども会連合会
	池 田 博 子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	池 田 博 子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	野 田 隆 子	久留米市小中学校父母教師会連合会	野 田 隆 子	久留米市小中学校父母教師会連合会
	椎 島 紀 高	久留米市体育協会	椎 島 紀 高	久留米市体育協会
家庭教育関係者	森 幸 雄	久留米市民生委員児童委員協議会	※今 村 俊 治	久留米市民生委員児童委員協議会
学識経験者	堀 田 富 子	久留米市議会議員	堀 田 富 子	久留米市議会議員
	江 藤 智 佐 子	久留米大学	江 藤 智 佐 子	久留米大学
	椎 山 克 己	久留米信愛女学院短期大学	椎 山 克 己	久留米信愛女学院短期大学

※は、新任委員

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の構成）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

（社会教育委員の定数等）

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

○久留米市社会教育委員条例（抜粋）

昭和 36 年 4 月 1 日

久留米市条例第 11 号

（目的及び設置）

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定により、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

（定数）

第 2 条 委員の定数は、10 人以内とする。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 9 号議案

久留米市北野公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市北野公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市北野公民館運営審議会委員の委嘱について

久留米市公民館運営審議会規則第3条により、下記の者を久留米市北野公民館運営審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)学校教育の 関係者	大熊 彰	北野中学校	平成26年7月1日から 平成28年6月30日まで
	山崎 和子	大城小学校	
(2)社会教育の 関係者	田中 和義	大城校区まちづくり振興会	
	下川 正春	弓削校区まちづくり振興会	
	黒岩 正	北野校区まちづくり振興会	
	高木 二六昭	金島校区まちづくり振興会	
	鐘ヶ江 一枝	北野女性の会	
	稲吉 千鶴子	北野女性の会	
	黒岩 妙子	北野女性の会	
	薮野 敏光	北野町文化協会	
	田中 真紀	北野町文化協会	
	黒岩 晴夫	スポーツ推進委員	
	檜原 己津義	北野町老人クラブ連合会	
	柏原 一恵	久留米東部商工会	
(3)家庭教育の 関係者	壽本 奈津子	北野中学校 PTA	
	古賀 香代子	弓削小学校 PTA	
(4)学識経験者	吉富 巧	久留米市議会	

久留米市北野公民館運営審議会委員 新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿		備 考
	氏 名	所 属	氏 名	所 属	
(1) 学校教育 の関係者	ヒラタ 平田 サトシ 智士	北野中学校	オオクマ アキラ 大熊 彰	北野中学校	
	ヤマザキ 山崎 カズコ 和子	大城小学校	ヤマザキ 山崎 カズコ 和子	大城小学校	
(2) 社会教育 の関係者	タナカ 田中 カズヨシ 和義	大城校区まちづくり 振興会	タナカ 田中 カズヨシ 和義	大城校区まちづくり 振興会	
	シモカワ 下川 マサハル 正春	弓削校区まちづくり 振興会	シモカワ 下川 マサハル 正春	弓削校区まちづくり 振興会	
	クロイワ 黒岩 タダシ 正	北野校区まちづくり 振興会	クロイワ 黒岩 タダシ 正	北野校区まちづくり 振興会	
	タカキ 高木 フム アキ 二六昭	金島校区まちづくり 振興会	タカキ 高木 フム アキ 二六昭	金島校区まちづくり 振興会	
	カナガエ 鐘ヶ江 カズエ 一枝	北野女性の会	カナガエ 鐘ヶ江 カズエ 一枝	北野女性の会	
	イネヨシ 稲吉 チツコ 千鶴子	北野女性の会	イネヨシ 稲吉 チツコ 千鶴子	北野女性の会	
	ドロキ 藤 シンエ 恵	北野女性の会	クロイワ 黒岩 タツコ 妙子	北野女性の会	
	シモカワ 下川 アキミ	北野町文化協会	ナギノ 薙野 トシツ 敏光	北野町文化協会	
	フキダ 脇田 トシコ 敏子	北野町文化協会	タナカ 田中 マキ 真紀	北野町文化協会	
	ナカガキ 中垣 マサシ 正敏	北野町老人クラブ連 合会	ナラハラ 檜原 ミツヨシ 己津義	北野町老人クラブ連 合会	
	カシワバラ 柏原 カズエ 一恵	久留米東部商工会	カシワバラ 柏原 カズエ 一恵	久留米東部商工会	
	クロイワ 黒岩 ハルオ 晴夫	スポーツ推進委員	クロイワ 黒岩 ハルオ 晴夫	スポーツ推進委員	
(3) 家庭教育 の関係者	ゴンドウ 権藤 アキラ 晶	北野中学校PTA代 表	スモト 壽本 ナツコ 奈津子	北野中学校PTA代 表	
	マツモト 松本 ヒデキ 秀樹	小学校PTA代表 (北野小)	コガ 古賀 カコ 香代子	小学校PTA代表 (弓削小)	
(4) 学識経験者	ヨシトミ 吉富 タカミ 巧	久留米市議会議員	ヨシトミ 吉富 タカミ 巧	久留米市議会議員	

※任期は、平成26年7月1日から平成28年6月30日まで

久留米市公民館条例(抜粋)

平成16年12月28日

久留米市条例第108号

(目的及び設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的を達成するため、本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久留米市田主丸公民館	久留米市田主丸町田主丸770番地1
久留米市北野公民館	久留米市北野町中273番地1
久留米市城島公民館	久留米市城島町檜津1番地1
久留米市三潞公民館	久留米市三潞町玉満2949番地1

(公民館運営審議会)

第16条 社会教育法第29条第1項の規定により、公民館にそれぞれ公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員の定数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める数とする。

久留米市田主丸公民館	15人以内
久留米市北野公民館	22人以内
久留米市城島公民館	10人以内
久留米市三潞公民館	20人以内

(審議会の所掌事務)

第17条 審議会は、公民館の館長の諮問に応じ、当該公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(委員の委嘱の基準)

第18条 教育委員会は、審議会の委員(以下「委員」という。)を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するものとする。

第40号議案

久留米市城島公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成26年6月26日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島公民館運営審議会委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市城島公民館運営審議会委員の委嘱について

久留米市公民館条例第18条の規定により、下記の者を久留米市城島公民館運営審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
社会教育の関係者	乙丸 法道	城島町PTA連合会	平成26年7月1日から 平成27年6月30日まで

久留米市城島公民館運営審議会委員新旧対照表

区分	旧 名 簿		新 名 簿 (平成26年7月1日～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)学校教育の 関係者	あきの ともひろ 秋野 友宏	城島町小中学校長連 絡会	あきの ともひろ 秋野 友宏	城島町小中学校長連 絡会
(2)社会教育の関 係者	しもさか かつこ 下坂 勝子	城島文化協会	しもさか かつこ 下坂 勝子	城島文化協会
	こが せつこ 古賀 セツ子	城島文化協会	こが せつこ 古賀 セツ子	城島文化協会
	しもかわ たつや 下川 達也	城島町PTA連合会	おとまる ほうどう ※乙丸 法道	城島町PTA連合会
(3)家庭教育の向 上に資する活動を行 う者	こが みなこ 古賀 美奈子	城島町婦人会	こが みなこ 古賀 美奈子	元城島町婦人会
	なかしま えみ 中島 恵美	城島町婦人会	なかしま えみ 中島 恵美	元城島町婦人会
(4)学識経験者	はしもと わたる 橋本 渉	久留米市城島地域区 長連絡協議会	はしもと わたる 橋本 渉	城島地域校区まちづ くり連絡会議

※は新任委員

久留米市公民館条例(抜粋)

平成16年12月28日

久留米市条例第108号

(目的及び設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的を達成するため、本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久留米市田主丸公民館	久留米市田主丸町田主丸770番地1
久留米市北野公民館	久留米市北野町中273番地1
久留米市城島公民館	久留米市城島町檜津1番地1
久留米市三潴公民館	久留米市三潴町玉満2949番地1

(公民館運営審議会)

第16条 社会教育法第29条第1項の規定により、公民館にそれぞれ公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員の定数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める数とする。

久留米市田主丸公民館	15人以内
久留米市北野公民館	22人以内
久留米市城島公民館	10人以内
久留米市三潴公民館	20人以内

(審議会の所掌事務)

第17条 審議会は、公民館の館長の諮問に応じ、当該公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(委員の委嘱の基準)

第18条 教育委員会は、審議会の委員(以下「委員」という。)を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するものとする。

第 4 1 号議案

久留米市三潞公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市三潞公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市三潞公民館運営審議会委員の委嘱について

久留米市公民館条例第 18 条の規定により、下記の者を久留米市三潞公民館運営審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)学校教育の 関係者	久保田 康稔	久留米市立三潞中学校長	平成 26 年 7 月 1 日 から 平成 28 年 6 月 30 日まで
	堀川 正道	久留米市立西牟田小学校長	
(2)社会教育の 関係者	原武 時代	三潞町尚寿会	
	原武 千津子	三潞文化協会	
	喜田 すみ子	三潞体育振興協会	
	長野 昌子	三潞町小中学校父母教師会連絡会	
	有馬 良信	犬塚校区まちづくり振興会	
	野口 ちさよ	三潞校区まちづくり振興会	
	富安 伸良	西牟田校区まちづくり振興会	
(3)家庭教育の 関係者	花田 厚子	久留米市三潞女性の会連絡協議会	
	勝田 博	三潞地区民生委員・児童委員協議会	
(4)学識経験者	田中 良介	久留米市議会議員	
	古賀 康夫	三潞地域関係者代表者	
	原武 稔	三潞町元助役	

久留米市三潯公民館運営審議会委員新旧対照表

区分	旧 名 簿		新 名 簿 (H26. 7. 1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) 学校教育の 関係者	くぼた やすとし 久保田 康稔	久留米市立 三潯中学校長	くぼた やすとし 久保田 康稔	久留米市立 三潯中学校長
	いとう きょうこ 伊藤 京子	久留米市立 西牟田小学校長	※ほりかわ まさみち 堀川 正道	久留米市立 西牟田小学校長
(2) 社会教育の 関係者	はらたけ ときよ 原武 時代	三潯町尚寿会	はらたけ ときよ 原武 時代	三潯町尚寿会
	はらたけ ちづこ 原武 千津子	三潯文化協会	はらたけ ちづこ 原武 千津子	三潯文化協会
	きた すみこ 喜田 すみ子	三潯体育振興協会	きた すみこ 喜田 すみ子	三潯体育振興協会
	きかい みか 坂井 実加	三潯町小中学校 父母教師会連絡会	※ながの まさこ 長野 昌子	三潯町小中学校 父母教師会連絡会
	ありま よしのぶ 有馬 良信	犬塚校区まちづくり振 興会	ありま よしのぶ 有馬 良信	犬塚校区まちづくり振 興会
	こが ちさと 古賀 雉里	三潯校区まちづくり振 興会	※のぐち ちさよ 野口 ちさよ	三潯校区まちづくり振 興会
	とみやす のぶよし 富安 伸良	西牟田校区まちづくり 振興会	とみやす のぶよし 富安 伸良	西牟田校区まちづくり 振興会
	いなか みなこ 稲田 美奈子	久留米市青少年育成 市民会議三潯支部		
(3) 家庭教育の 向上に資する 活動を行う者	はなだ あつこ 花田 厚子	三潯町婦人会	はなだ あつこ 花田 厚子	久留米市三潯女性の会 連絡協議会
	もとむら のりよし 本村 範美	三潯町民生・児童委員 連絡協議会	※かつだ ひろし 勝田 博	三潯地区民生委員・児 童委員協議会
(4) 学識経験者	たなか りょうすけ 田中 良介	久留米市議会議員	たなか りょうすけ 田中 良介	久留米市議会議員
	こが やすお 古賀 康夫	三潯地域関係代表者	こが やすお 古賀 康夫	三潯地域関係代表者
	はらたけ みのも 原武 稔	久留米市三潯地域審議 会	はらたけ みのも 原武 稔	三潯町元助役

※は新任委員

久留米市公民館条例(抜粋)

平成16年12月28日

久留米市条例第108号

(目的及び設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的を達成するため、本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久留米市田主丸公民館	久留米市田主丸町田主丸770番地1
久留米市北野公民館	久留米市北野町中273番地1
久留米市城島公民館	久留米市城島町檜津1番地1
久留米市三潆公民館	久留米市三潆町玉満2949番地1

(公民館運営審議会)

第16条 社会教育法第29条第1項の規定により、公民館にそれぞれ公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員の定数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める数とする。

久留米市田主丸公民館	15人以内
久留米市北野公民館	22人以内
久留米市城島公民館	10人以内
久留米市三潆公民館	20人以内

(審議会の所掌事務)

第17条 審議会は、公民館の館長の諮問に応じ、当該公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(委員の委嘱の基準)

第18条 教育委員会は、審議会の委員(以下「委員」という。)を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するものとする。

第 4 2 号議案

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の辞任に伴い、後任委員を委嘱しようとするものである。

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則第4条により、下記の者を久留米市生涯学習センター運営委員会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(2)社会教育の関係者	しらみず みやこ 白水 美弥子	久留米市中学校父母教師会連合会	平成26年7月1日から
	しまい かずえ 嶋井 加寿江	福岡県教育庁北筑後教育事務所	平成27年6月30日まで
(5)その他教育委員会 が必要と認める者	すずき ちがこ 鈴木 千賀子	久留米市男女平等推進センター 利用者連絡協議会	

久留米市生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区 分	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)センターの利用者	やまむら ひでとし 山村 秀敏	久留米市生涯学習センター利用者の会	やまむら ひでとし 山村 秀敏	久留米市生涯学習センター利用者の会
	おおつ さかえ 大津 栄	久留米市生涯学習センター利用者の会	おおつ さかえ 大津 栄	久留米市生涯学習センター利用者の会
(2)社会教育の関係者	まつだ まさはる 松田 正春	久留米市校区まちづくり連絡協議会	まつだ まさはる 松田 正春	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	おおくぼ やすひろ 大久保 康博	久留米市子ども会連合会	おおくぼ やすひろ 大久保 康博	久留米市子ども会連合会
	いけだ ひろこ 池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	いけだ ひろこ 池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	しばはら みき 柴原 美規	久留米市小学校父母教師会連合会	しばはら みき 柴原 美規	久留米市小学校父母教師会連合会
	にしやま ゆき 西山 由紀	久留米市中学校父母教師会連合会	※しらみず みやこ ※白水 美弥子	久留米市中学校父母教師会連合会
	かわぐち ひろこ 川口 博子	久留米連合文化会	かわぐち ひろこ 川口 博子	久留米連合文化会
	よしだ ひろこ 吉田 裕子	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	よしだ ひろこ 吉田 裕子	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会
	たかみね みねこ 高峰 峯子	久留米男女共同参画推進ネットワーク	たかみね みねこ 高峰 峯子	久留米男女共同参画推進ネットワーク
	いわた ふみえ 岩田 史江	福岡県教育庁北筑後教育事務所	※しまい かずえ ※嶋井 加寿江	福岡県教育庁北筑後教育事務所
(3)学校教育の関係者	さきき ゆうこ 佐々木 祐子	久留米市小学校長会	さきき ゆうこ 佐々木 祐子	久留米市小学校長会
	おおもり まさとも 大森 雅友	久留米市中学校長会	おおもり まさとも 大森 雅友	久留米市中学校長会
(4)学識経験者	さとう しょうじ 佐藤 晶二	久留米市議会議員	さとう しょうじ 佐藤 晶二	久留米市議会議員
	しま まりこ 嶋 満里子	特定非営利活動法人久留米音楽協会	しま まりこ 嶋 満里子	特定非営利活動法人久留米音楽協会
(5)その他教育委員会が必要と認める者	こんどう さいこ 近藤 詳子	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会	※すずき ちがこ ※鈴木 千賀子	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会

※は新任委員

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則 <抜粋>

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（以下、「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 3 号議案

久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市城島総合文化センター運営委員会規則第3条の規定により、下記の者を久留米市城島総合文化センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
社会教育関係団体の代表者	乙丸 法道	城島町PTA連合会	平成26年7月1日から 平成27年6月30日まで
久留米市職員	田村 貴子	教育部城島事務所	

久留米市城島総合文化センター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧 名 簿		新 名 簿(平成26年7月1日～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)社会教育委員	かばしま 桃島 のりひさ 紀尚	久留米市社会教育 委員会	かばしま 桃島 のりひさ 紀尚	久留米市社会教育 委員会
(2)社会教育関係 団体の代表者	さかい 境 ふみこ 二三子	城島文化協会	さかい 境 ふみこ 二三子	城島文化協会
	しぎょう 執行 ようこ 洋子	城島町婦人会	しぎょう 執行 ようこ 洋子	元城島町婦人会
	こが 古賀 ふみまる 文麿	久留米市老人クラブ 連合会 城島支部	こが 古賀 ふみまる 文麿	久留米市老人クラブ 連合会 城島支部
	しもかわ 下川 たつや 達也	城島町P T A連合会	おとまる ※乙丸 ほうどう 法道	城島町P T A連合会
(3)幼児教育関係 団体の代表者	お の 小野 さとえ 里江	城島町保育園連盟	お の 小野 さとえ 里江	城島町保育所連盟
(4)学識経験者	いちかわ 市川 こういち 廣一	久留米市議会議員	いちかわ 市川 こういち 廣一	久留米市議会議員
(5)市立学校の代 表者	のぐち 野口 こうはく 孝伯	城島町小中学校長連 絡会	のぐち 野口 こうはく 孝伯	城島町小中学校長連 絡会
(6)久留米市職員	さだかり 貞莉 たかお 隆男	城島総合支所	たむら ※田村 たかこ 貴子	教育部城島事務所

※は新任委員

○久留米市城島総合文化センター運営委員会規則（抜粋）

平成17年2月4日

久留米市教育委員会規則第33号

（趣旨）

第1条 この規則は、久留米市城島総合文化センター条例（平成16年久留米市条例第101号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定により置かれた久留米市城島総合文化センター運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、久留米市城島総合文化センター（以下「総合文化センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- （1） 総合文化センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- （2） その他特に必要と認める事項

（委員）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命し、又は委嘱する。

- （1） 社会教育委員
- （2） 社会教育関係団体の代表者
- （3） 幼児教育関係団体の代表者
- （4） 学識経験者
- （5） 市立学校の代表者
- （6） 久留米市職員

2 教育委員会は、委員が心身に故障があるため職務の執行ができなくなった場合又は委員として適しない言動があると認められる場合は、当該委員を解嘱することができる。
に諮って定める。

第 4 4 号議案

久留米市城島働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島働く女性の家運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市城島働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市働く女性の家運営委員会規則第4条の規定により、下記の者を久留米市城島働く女性の家運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
厚生労働省関係職員	池田 真澄	福岡労働局雇用均等室	平成26年7月1日から 平成27年6月30日まで
久留米市職員	竹村 美穂	協働推進部 男女平等推進センター	

久留米市城島働く女性の家運営委員会委員新旧対照表

区分	旧 名 簿		新 名 簿 (平成26年7月1日～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)女性の家の利用者	いちかわ のりこ 市川 範子	J A福岡大城 女性部	いちかわ のりこ 市川 範子	J A福岡大城 女性部
	なかしま えみ 中島 恵美	久留米市南部商工会 女性部	なかしま えみ 中島 恵美	久留米市南部商工会 女性部
	こが みなこ 古賀 美奈子	城島町婦人会	こが みなこ 古賀 美奈子	元城島町婦人会
(2)学識経験者	いちかわ こういち 市川 廣一	久留米市議会議員	いちかわ こういち 市川 廣一	久留米市議会議員
(3)厚生労働省関係職員	もとき よしこ 元木 賀子	福岡労働局雇用均等室	いけだ ますみ ※池田 真澄	福岡労働局雇用均等室
(4)福岡県職員	もり かずひろ 森 和博	福岡県筑後労働者支援事務 所	もり かずひろ 森 和博	福岡県筑後労働者支援事務 所
(5)久留米市職員	えもと みどり 衛本 みどり	男女平等推進センター	たけむら みほ ※竹村 美穂	男女平等推進センター
(6)その他教育委員会が必要と認める者	たなか よしこ 田中 美子	勤労女性代表 (三潴高等学校事務員)	たなか よしこ 田中 美子	勤労女性代表 (三潴高等学校事務員)

※は新任委員

○久留米市働く女性の家運営委員会規則(抜粋)

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市教育委員会規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市働く女性の家条例(平成 16 年久留米市条例第 110 号。以下「条例」という。)第 18 条第 2 項の規定に基づき、働く女性の家運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(平 19 教規則 12・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 条例第 18 条第 1 項の規定により女性の家ごとに置かれる委員会は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる事項について審議するものとする。

久留米市城島働く女性の家運営委員会	(1) 久留米市城島働く女性の家の運営及び事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項
久留米市北野働く女性の家運営委員会	(1) 久留米市北野働く女性の家の運営及び事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項

(平 19 教規則 12・一部改正)

(組織)

第 3 条 前条の表の左欄に掲げる各委員会(以下「各委員会」という。)は、それぞれ委員 10 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 各委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

- (1) 女性の家の利用者
- (2) 学識経験者
- (3) 厚生労働省関係職員
- (4) 福岡県職員
- (5) 久留米市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(平 19 教規則 12・一部改正)

(委員の任期)

第 5 条 各委員会の委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第45号議案

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成26年6月26日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会規則第3条の規定により、下記の者を久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
センターの利用者	金子 弘美	城島町小中学校長 連絡会	平成26年7月1日から 平成27年6月30日まで
その他教育委員会 が必要と認める者	乙丸 法道	城島町PTA連合会	

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧 名 簿		新 名 簿 (H26.7.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)センターの利用者	えがみ かずこ 江上 和子	グループ野火	えがみ かずこ 江上 和子	グループ野火
	こが のぶこ 古賀 のぶ子	城島町婦人会	こが のぶこ 古賀 のぶ子	元城島町婦人会
	まつだ シクエ 松田 シクエ	久留米南部商工会	まつだ シクエ 松田 シクエ	久留米南部商工会
	はまぐち まいこ 濱口 麻衣子	三潆高校 教諭	はまぐち まいこ 濱口 麻衣子	三潆高校 教諭
	お の さとえ 小野 里江	城島町保育所連盟	お の さとえ 小野 里江	城島町保育所連盟
	いけまつ やすこ 池松 康子	城島小中学校校長連絡会	いけまつ やすこ 池松 康子	城島小中学校校長連絡会
	たじま しずお 田島 静雄	城島町小中学校校長連絡会	かねこ ひろみ ※金子 弘美	城島町小中学校校長連絡会
(2)学識経験者	つかもと ひろみち 塚本 弘道	久留米市議会議員	つかもと ひろみち 塚本 弘道	久留米市議会議員
(3)その他教育委員会が必要と認める者	なかぞの のりとし 中園 徳斗士	城島地域校区まちづくり連絡会議	なかぞの のりとし 中園 徳斗士	城島地域校区まちづくり連絡会議
	しもかわ たつや 下川 達也	城島町PTA連合会	おとまる ほうどう ※乙丸 法道	城島町PTA連合会
	にしやま こういち 西山 浩一	久留米市天体運営委員会	にしやま こういち 西山 浩一	久留米市天体運営委員会

※は新任委員

○久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会規則(抜粋)

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市教育委員会規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市青少年ふれあいセンター条例(平成 16 年久留米市条例第 112 号。以下「条例」という。)第 13 条第 1 項の規定により置かれた久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、久留米市青少年ふれあいセンター(以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び利用促進に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 学識経験者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

○久留米市青少年ふれあいセンター条例(抜粋)

平成 16 年 12 月 28 日

久留米市条例第 112 号

(運営委員会)

第 13 条 センターの円滑な運営を図り、必要な事項を審議するため、センターに久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第46号議案

久留米市天体運営委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成26年6月26日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市天体運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命しようとするものである。

久留米市天体運営委員会委員の任命について

久留米市天体運営委員会規則第3条により、下記の者を久留米市天体運営委員会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学識経験者	前田 香織	城島町小中学校長連絡会	平成26年7月1日から 平成27年3月31日まで

久留米市天体運営委員会委員新旧対照表

区分	旧 名 簿		新 名 簿 (平成26年7月1日～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)天体に深い関心と研究心を持つ者	にしやま 西山 こういち 浩一	天文台利用者 (元会社員)	にしやま 西山 こういち 浩一	天文台利用者 (元会社員)
	かまち 蒲池 みのもる 稔	天文台利用者 (自営業)	かまち 蒲池 みのもる 稔	天文台利用者 (自営業)
	ながた 永田 けん 研	天文台利用者 (会社員)	ながた 永田 けん 研	天文台利用者 (会社員)
(2)学識経験者	えがしら 江頭 しゅうじ 修志	城島町小中学校長連絡会	えがしら 江頭 しゅうじ 修志	城島町小中学校長連絡会
	とみた 富田 あやみ 絢美	城島町小中学校長連絡会	とみた 富田 あやみ 絢美	城島町小中学校長連絡会
	きくち 菊池 みかこ 美香子	元中学校 教諭	きくち 菊池 みかこ 美香子	元中学校 教諭
	いしい 石井 さとみ 里美	久留米市職員	いしい 石井 さとみ 里美	久留米市職員
	もとむら 本村 まちこ 真智子	城島町小中学校長連絡会	※まえだ ※前田 かおり 香織	城島町小中学校長連絡会
(3)その他教育委員会が必要と認める者	おの 小野 さとえ 里江	城島町保育所連盟	おの 小野 さとえ 里江	城島町保育所連盟

※は新任委員

○久留米市天体運営委員会規則（抜粋）

平成17年2月4日

久留米市教育委員会規則第38号

（趣旨）

第1条 この規則は、久留米市天文台条例（平成16年久留米市条例第109号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により置かれた天体運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、久留米市天文台（以下「天文台」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- （1）天文台の運営及び事業の企画実施に関する事項
- （2）その他特に必要と認める事項

（委員）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命し、又は委嘱する。

- （1）天体に深い関心と研究心を持つ者
- （2）学識経験者
- （3）その他教育委員会が必要と認める者

第 4 7 号議案

勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

勤労青少年ホーム運営委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について

勤労青少年ホーム運営委員会規則第4条により、下記の者を勤労青少年ホーム運営委員会委員に委嘱する。

記

規則4条の区分	氏 名	所 属	任 期
第1号 市内に居住する勤労青少年	三谷 公子	久留米市勤労青少年ホーム利用者 シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団	
	入口 慎治	久留米市勤労青少年ホーム利用者 チームwing（バドミントンサークル）	
	前原 寿代	久留米市勤労青少年ホーム利用者 遊戯団ごっこ・ばざあ〜る	
第2号 学識経験者	上原 紀美子	久留米大学	平成26年 7月1日から
	藤村 やよい	久留米信愛女学院短期大学	
第3号 厚生労働省関係職員	森田 健作	久留米公共職業安定所	平成28年 6月30日まで
第4号 福岡県職員	荻野 忍	福岡県筑後労働者支援事務所	
第5号 久留米市職員	竹村 美穂	久留米市協働推進部 男女平等推進センター	
	武田 康志	久留米市商工観光労働部労政課	
第6号 その他久留米市教育委員会が必要と認める者	豊福 幹雄	(社)久留米広域勤労者福祉 サービスセンター	
	脇邑 俊哉	久留米商工会議所	
	富安 勢太郎	連合福岡北筑後地域協議会	

勤労青少年ホーム運営委員会委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿（H26. 7. 1～）	
	委員名	所 属	委員名	所 属
第1号 市内に居住する 勤労青少年	みたに きみこ 三谷 公子	久留米市勤労青少年ホーム利用者 シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団	みたに きみこ 三谷 公子	久留米市勤労青少年ホーム利用者 シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団
	いりぐち しんじ 入口 慎治	久留米市勤労青少年ホーム利用者 チームwing（バドミントンサークル）	いりぐち しんじ 入口 慎治	久留米市勤労青少年ホーム利用者 チームwing（バドミントンサークル）
	まえはら ひさよ 前原 寿代	久留米市勤労青少年ホーム利用者 遊戯団ごっこ・ばざあ〜る	まえはら ひさよ 前原 寿代	久留米市勤労青少年ホーム利用者 遊戯団ごっこ・ばざあ〜る
	ながまつ かずこ 永松 和子	田主丸勤労青少年ホーム利用者 田主丸中央病院バレーボール部		
第2号 学識経験者	うえはら きみこ 上原 紀美子	久留米大学 文学部	うえはら きみこ 上原 紀美子	久留米大学 文学部
	かじむら やよい 藤村 やよい	久留米信愛女学院短期大学 ビジネスキャリア学科	かじむら やよい 藤村 やよい	久留米信愛女学院短期大学 ビジネスキャリア学科
第3号 厚生労働省 関係職員	もりた けんさく 森田 健作	久留米公共職業安定所	もりた けんさく 森田 健作	久留米公共職業安定所
第4号 福岡県職員	おぎの しのが 萩野 忍	福岡県 筑後労働者支援事務所	おぎの しのが 萩野 忍	福岡県 筑後労働者支援事務所
第5号 久留米市職員	ふもと みどり 衛本 みどり	久留米市協働推進部 男女平等推進センター	※たけむら みほ穂 ※竹村 美穂	久留米市協働推進部 男女平等推進センター
	たけだ やすし 武田 康志	久留米市商工観光労働部 労政課	たけだ やすし 武田 康志	久留米市商工観光労働部 労政課
第6号 その他久留米 市教育委員会 が必要と認める者	とよふく みきお 豊福 幹雄	(社)久留米広域勤労者 福祉サービスセンター	とよふく みきお 豊福 幹雄	(社)久留米広域勤労者 福祉サービスセンター
	わきむら としや 脇邑 俊哉	久留米商工会議所	わきむら としや 脇邑 俊哉	久留米商工会議所
	※なかむら だいすけ ※中村 大輔	連合福岡 北筑後地域協議会	※とみやす せい太郎 ※富安 勢太郎	連合福岡 北筑後地域協議会

※は新任委員

○ 久留米市勤労青少年ホーム条例（抜粋）

昭和53年3月20日

久留米市条例第20号

（運営委員会の設置）

第21条 勤労青少年ホームの円滑な運営を図るため、勤労青少年ホーム運営委員会を置く。

2 前項の運営委員会の組織及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

（平元条例18・平16条例111・一部改正、平17条例72・旧第11条繰下・一部改正）

○ 勤労青少年ホーム運営委員会規則（抜粋）

昭和63年4月1日

久留米市教育委員会規則第7号

（所掌事務）

第2条 委員会は、勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) ホームの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) ホームの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

（平17教規則29・一部改正）

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもつて組織する。

（委員）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 市内に居住する勤労青少年
- (2) 学識経験者
- (3) 厚生労働省関係職員
- (4) 福岡県職員
- (5) 久留米市職員
- (6) その他久留米市教育委員会が必要と認める者

（平12教規則12・一部改正）

（委員の任期）

第5条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第48号議案

久留米市城島トレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成26年6月26日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島トレーニングセンターの休館日を変更し、及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、当施設の管理を指定管理者に行わせるため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市城島トレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市城島トレーニングセンター条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「指定管理者」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

トレーニングセンターの休館日は、年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）とする。

第3条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第4条中「久留米市トレーニングセンター使用許可（使用変更許可）申請書」を「施設使用許可申請書」に、「教育長」を「指定管理者」に改める。

第5条第1項中「教育長」を「指定管理者」に、「久留米市トレーニングセンター使用許可（使用変更許可）証」を「施設使用許可証」に改める。

第6条中「第4条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第8条中「教育長」を「指定管理者」に改める。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

施設使用許可申請書

年 月 日

宛

下記のとおり申請します。

住 所 _____

氏 名 _____ 連絡先(TEL) _____

目 的 _____

日 時 _____ 月 _____ 使用日… _____

(計 日間)

時から 時まで

使用施設 _____

使用人数 _____ 人

使 用 区 分	利用料金	減 免	計
			円

第2号様式(第5条関係)

施設使用許可証

年 月 日

様



下記のとおり許可します。

住 所 _____

氏 名 _____ 連絡先(TEL) _____

目 的 _____

日 時 _____ 月 _____ 使用日… _____

(計 日間)

時から 時まで

使用施設 _____

使用人数 _____ 人

使 用 区 分	利用料金	減 免	計
			円

第3号様式(第5条関係)

No. _____ 年 月 日 利 用 券 施 設 名 _____ 時～ 時 利用料金 円 (1人1回当日限り)	No. _____ 年 月 日 利 用 券 施 設 名 _____ 時～ 時 利用料金 円 (1人1回当日限り)
---	---

第4号様式(第8条関係)

損傷・滅失届

年 月 日

宛

氏名又は名称

(使用責任者 連絡先)

住所又は所在地

電話番号

下記のとおり損傷・滅失しましたので届け出ます。

発生日時	年 月 日 時頃			発生場所		
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	摘要(備品 No.)
備考				受領印		記帳

※ 団体名(氏名)、住所、電話番号の欄及び上記の表の太枠の部分のみ記入してください。

附 則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

久留米市城島トレニングセンター条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第10号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○久留米市城島トレニングセンター条例施行規則 （開館時間） 第2条 久留米市城島トレニングセンター（以下「トレニングセンター」という。）の開館時間は、9時から22時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた場合は、開館時間を変更することができる。</u> （休館日） 第3条 <u>トレニングセンターの休館日は、次のとおりとする。</u> （1）<u>月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、その翌日とする。）</u> （2）<u>年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会が必要と認めた場合は、休館日を変更することができる。</u> （使用許可の申請） 第4条 <u>トレニングセンターを使用しようとする者は、久留米市トレニングセンター使用許可（使用変更許可）申請書（第1号様式）を教育長に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</u>	○久留米市城島トレニングセンター条例施行規則 （開館時間） 第2条 久留米市城島トレニングセンター（以下「トレニングセンター」という。）の開館時間は、9時から22時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者が必要と認めた場合は、開館時間を変更することができる。</u> （休館日） 第3条 <u>トレニングセンターの休館日は、年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）とする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者が必要と認めた場合は、休館日を変更することができる。</u> （使用許可の申請） 第4条 <u>トレニングセンターを使用しようとする者は、施設使用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</u>

(使用の許可)

第5条 教育長は、前条の申請を許可したときは、久留米市トレーニングセンター使用許可（使用変更許可）証（第2号様式。以下「許可証」という。）を交付するものとする。許可した事項の変更を許可するとも、同様とする。

(許可証の提示)

第6条 条例第4条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、トレーニングセンターを使用する際、係員に許可証又は利用券を提示しなければならない。

(損傷又は滅失の届)

第8条 使用者は、ふれあい広場の施設又は附属設備を損傷したとき、又は滅失したときは、直ちに損傷・滅失届（第4号様式）を教育長に届け出なければならない。

(使用の許可)

第5条 指定管理者は、前条の申請を許可したときは、施設使用許可証（第2号様式。以下「許可証」という。）を交付するものとする。許可した事項の変更を許可するとも、同様とする。

(許可証の提示)

第6条 条例第6条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、トレーニングセンターを使用する際、係員に許可証又は利用券を提示しなければならない。

(損傷又は滅失の届)

第8条 使用者は、ふれあい広場の施設又は附属設備を損傷したとき、又は滅失したときは、直ちに損傷・滅失届（第4号様式）を指定管理者に届け出なければならない。

第1号様式 (第4条関係)

第1号様式(第4条関係)

久留米市城島トレーニングセンター使用許可(使用変更許可)申請書

久留米市政教育委員会教育長 あて

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

久留米市城島トレーニングセンターを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 ()	時 分 から	時 分 まで (時間)
使 用 予 定 人 数	人		
通 用 事 項			

使 用 区 分	使 用 料	減 免	計
			円

第1号様式 (第4条関係)

第1号様式(第4条関係)

施設使用許可申請書

年 月 日

宛

下記のとおり申請します。

住 所 _____

氏 名 _____ 連絡先(TEL) _____

目 的 _____

日 時 _____ 月 _____ 使用日... _____ (計 日間)

_____ 時から _____ 時まで

使用施設 _____

使用人数 _____ 人

使 用 区 分	利用料金	減 免	計
			円

第2号様式 (第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

久留米市緑島トレーニングセンター使用許可(使用変更許可)証

様

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 印

下記のとおりに許可いたします。

記

使用目的			
使用日	年 月 日 ()	時 分から	時 分まで (時間)
使用予定人数	人		
適用事項			

使	用	区	分	使	用	料	減	免	計
									円

第2号様式 (第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

施設使用許可証

年 月 日

様

印

下記のとおりに許可します。

住 所			
氏 名	連絡先(TEL)		
目 的			
日 時	月 使用日...	時から	時まで (計 日間)
使用施設			
使用人数	人		

使	用	区	分	利用料金	減	免	計
							円

第3号様式 (第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

No. _____	年 月 日	No. _____	年 月 日
利 用 券		利 用 券	
施設名 _____		施設名 _____	
使 用 料 _____ 円	時～ 時	使 用 料 _____ 円	時～ 時
久留米市教育委員会 (1人1回当日限り)		久留米市教育委員会 (1人1回当日限り)	

第3号様式 (第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

No. _____	年 月 日	No. _____	年 月 日
利 用 券		利 用 券	
施設名 _____		施設名 _____	
使 用 料 _____ 円	時～ 時	使 用 料 _____ 円	時～ 時
久留米市教育委員会 (1人1回当日限り)		久留米市教育委員会 (1人1回当日限り)	

第4号様式(第8条関係)

第4号様式(第8条関係)

損傷・滅失届

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 へて

氏名又は名称
(使用責任者)

連絡先

住所又は所在処

電話番号

下記のとおり損傷・滅失しましたので届け出ます。

発生日時	年	月	日	時限	発生場所			
品名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	摘要(備品No.)		
備考						支払額	印	記帳

※ 団体名(氏名)、住所、電話番号の欄及び上記の表の欠の欠の部分のみ記入してください。

第4号様式(第8条関係)

第4号様式(第7条関係)

損傷・滅失届

年 月 日

宛

氏名又は名称
(使用責任者)

連絡先

住所又は所在処

電話番号

下記のとおり損傷・滅失しましたので届け出ます。

発生日時	年	月	日	時限	発生場所			
品名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	摘要(備品No.)		
備考						支払額	印	記帳

※ 団体名(氏名)、住所、電話番号の欄及び上記の表の欠の欠の部分のみ記入してください。

第 4 9 号議案

久留米市城島ふれあい広場条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島ふれあい広場の休場日を変更し、及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、当施設の管理を指定管理者に行わせるため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市城島ふれあい広場条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市城島ふれあい広場条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「指定管理者」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

ふれあい広場の休場日は、年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）とする。

第3条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第5条中「久留米市城島ふれあい広場使用許可（使用変更許可）申請書」を「施設使用許可申請書」に、「教育長」を「指定管理者」に改める。

第6条中「教育長」を「指定管理者」に、「久留米市城島ふれあい広場使用許可（使用変更許可）証」を「施設使用許可証」に改める。

第7条中「第4条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第9条中「教育長」を「指定管理者」に改める。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式(第5条関係)

施設使用許可申請書

年 月 日

宛

下記のとおり申請します。

住 所 _____

氏 名 _____ 連絡先(TEL) _____

目 的 _____

日 時 _____ 月 _____ 使用日… _____

(計 日間)

時から 時まで

使用施設 _____

使用人数 _____ 人

使 用 区 分	利用料金	減 免	計
			円

第2号様式(第6条関係)

施設使用許可証

年 月 日

様



下記のとおり許可します。

住 所 _____

氏 名 _____ 連絡先(TEL) _____

目 的 _____

日 時 _____ 月 _____ 使用日… _____

(計 日間)

時から 時まで

使用施設 _____

使用人数 _____ 人

使 用 区 分	利用料金	減 免	計
			円

第3号様式(第9条関係)

損傷・滅失届

年 月 日

宛

氏名又は名称

(使用責任者

連絡先

)

住所又は所在地

電話番号

下記のとおり損傷・滅失しましたので届け出ます。

発生日時	年 月 日 時頃			発生場所		
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	摘要(備品 No.)
備考				受領印		記帳

※ 団体名(氏名)、住所、電話番号の欄及び上記の表の太枠の部分のみ記入してください。

附 則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

久留米市城島ふれあい広場条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○久留米市城島ふれあい広場条例施行規則 （開場時間） 第2条 久留米市城島ふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）の開場時間は、9時から22時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた場合は、開場時間を変更することができる。</u> （休場日） 第3条 <u>ふれあい広場の休場日は、次のとおりとする。</u> (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、その翌日とする。） (2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日） 2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会が必要と認めた場合は、臨時に休場日を変更することができる。</u> （使用許可の申請） 第5条 ふれあい広場を使用しようとするものは、<u>久留米市城島ふれあい広場使用許可（使用変更許可）申請書（第1号様式）を教育長に提出しなければならない。</u>許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。	○久留米市城島ふれあい広場条例施行規則 （開場時間） 第2条 久留米市城島ふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）の開場時間は、9時から22時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者が必要と認めた場合は、開場時間を変更することができる。</u> （休場日） 第3条 <u>ふれあい広場の休場日は、年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）とする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者が必要と認めた場合は、臨時に休場日を変更することができる。</u> （使用許可の申請） 第5条 ふれあい広場を使用しようとするものは、<u>施設使用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。</u>許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用の許可) 第6条 教育長は、前条の許可をしたときは、<u>久留米市城島ふれあい広場使用許可(使用変更許可)証</u>(第2号様式。以下「許可証」という。)を交付するものとする。許可した事項の変更を許可するときも、同様とする。 (許可証の提示) 第7条 条例第4条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、ふれあい広場を使用する際、係員に許可証を提示しなければならない。 (損傷又は滅失の届) 第9条 使用者は、ふれあい広場の施設又は附属設備を損傷したとき、又は滅失したときは、直ちに損傷・滅失届(第3号様式)を<u>教育長</u>に届け出なければならない。	(使用の許可) 第6条 指定管理者は、前条の許可をしたときは、<u>施設使用許可証</u>(第2号様式。以下「許可証」という。)を交付するものとする。許可した事項の変更を許可するときも、同様とする。 (許可証の提示) 第7条 条例第6条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、ふれあい広場を使用する際、係員に許可証を提示しなければならない。 (損傷又は滅失の届) 第9条 使用者は、ふれあい広場の施設又は附属設備を損傷したとき、又は滅失したときは、直ちに損傷・滅失届(第3号様式)を<u>指定管理者</u>に届け出なければならない。
---	---

第1号様式（第5条関係）

第1号様式(第5条関係)

久留米市城島ふれあい広場使用許可(使用変更許可)申請書

久留米市教育委員会教育長 あて

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

久留米市城島ふれあい広場を使用したいので、久留米市城島ふれあい広場条例施行規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 日 時 年 月 日 () (時 ~ 時)

2 日 的

3 責 任 者

4 参 加 者 数

5 使 用 区 分

6 使 用 料

使 用 区 分	使 用 料	減 免	計
			円

第1号様式（第5条関係）

第1号様式(第5条関係)

施設使用許可申請書

年 月 日

宛

下記のとおり申請します。

住 所

氏 名

目 的

日 時 月 使用日...

時から 時まで

(計 日間)

使用施設

使用人数 人

使 用 区 分	利用料金	減 免	計
			円

第2号様式（第6条関係）

第2号様式(第6条関係)

久留米市城島ふれあい広場使用許可(使用変更許可)証

様

年 月 日
久留米市教育委員会教育長 印

下記のとおり許可いたします。

記

1 日 時 年 月 日 () (時 ~ 時)

2 目 的

3 責 任 者

4 参 加 者 数

5 使 用 区 分

6 使 用 料

書

人

専用使用・ふれあい広場照明設備・中学校運動場照明設備

使 用 区 分	使 用 料	減 免	計
			円

第2号様式（第6条関係）

第2号様式(第6条関係)

施設使用許可証

年 月 日

様

印

下記のとおり許可します。

住 所

氏 名

連絡先(TEL)

目 的

日 時 月 使用日...

(計 日間)

時から 時まで

使用施設

使用人数 人

使 用 区 分	利 用 料 金	減 免	計
			円

第 5 0 号議案

久留米市三潞 B & G 海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市三潞 B & G 海洋センターの休場日を廃止し、及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、当施設の管理を指定管理者に行わせるため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市三潯B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市三潯B & G海洋センター条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「指定管理者」に改める。

第4条を削る。

第5条中「第5条第1項」を「第7条第1項」に、「久留米市三潯B&G海洋センター使用許可（使用変更許可）申請書」を「施設使用許可申請書」に、「教育長」を「指定管理者」に、改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「教育長」を「指定管理者」に、「久留米市三潯B&G海洋センター使用許可（使用変更許可）証」を「施設使用許可証」に、改め、同条を第5条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「教育長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

施設使用許可申請書

年 月 日

宛

下記のとおり申請します。

住 所 _____

氏 名 _____ 連絡先(TEL) _____

目 的 _____

日 時 _____ 月 _____ 使用日… _____

(計 日間)

時から 時まで

使用施設 _____

使用人数 _____ 人

使 用 区 分	利用料金	減 免	計
			円

第2号様式(第5条関係)

施 設 使 用 許 可 証 年 月 日 様 印											
下記のとおり許可します。											
住 所 _____											
氏 名 _____ 連絡先(TEL) _____											
目 的 _____											
日 時 _____ 月 _____ 使用日… _____											
(計 日間)											
時から 時まで											
使用施設 _____											
使用人数 _____ 人											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 45%;">使 用 区 分</th><th style="width: 15%;">利用料金</th><th style="width: 15%;">減 免</th><th style="width: 25%;">計</th></tr></thead><tbody><tr><td style="height: 100px;"></td><td></td><td></td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">円</td></tr></tbody></table>				使 用 区 分	利用料金	減 免	計				円
使 用 区 分	利用料金	減 免	計								
			円								

第 3 号様式(第 5 条関係)

No. _____ 年 月 日 利 用 券 施 設 名 _____ 時～ 時 利用料金 円 (1 人 1 回当日限り)	No. _____ 年 月 日 利 用 券 施 設 名 _____ 時～ 時 利用料金 円 (1 人 1 回当日限り)
--	--

第4号様式(第7条関係)

損傷・滅失届

年 月 日

あて

氏名又は名称 _____

(使用責任者 _____ 連絡先 _____)

住所又は所在地 _____

電話番号 _____

下記のとおり損傷・滅失しましたので届け出ます。

発生日時	年 月 日 時頃			発生場所		
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	摘要(備品 No.)
備考				受領印		記帳

※ 団体名(氏名)、住所、電話番号の欄及び上記の表の太枠の部分のみ記入してください。

附 則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

久留米市三潞B&G海洋センター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○久留米市三潞B&G海洋センター条例施行規則 （供用期間） 第2条 久留米市三潞B&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の施設等を使用することができる期間（以下「供用期間」という。）は、次のとおりとする。ただし、<u>久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が特に必要と認めたときは、<u>供用期間を変更し、又は供用期間外に使用させることができる。</u> <u>（休場日）</u> 第4条 海洋センターの休場日は、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、その翌日とする。）とする。<u>ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、変更することができる。</u>	○久留米市三潞B&G海洋センター条例施行規則 （供用期間） 第2条 久留米市三潞B&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の施設等を使用することができる期間（以下「供用期間」という。）は、次のとおりとする。ただし、<u>指定管理者が特に必要と認めるときは、供用期間を変更し、又は供用期間外に使用させることができる。</u>
（使用許可の申請） 第5条 条例第5条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、<u>久留米市三潞B&G海洋センター使用許可（使用変更許可）申請書（第1号様式）</u>を<u>教育長に提出しなければならない</u>。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 （使用の許可） 第6条 教育長は、前条の申請を許可したときは、<u>久留米市三潞B&G海</u>	（使用許可の申請） 第4条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、<u>施設使用許可申請書（第1号様式）</u>を<u>指定管理者に提出しなければならない</u>。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 （使用の許可） 第5条 <u>指定管理者は、前条の申請を許可したときは、施設使用許可証</u>

洋センター使用許可（使用変更許可）証（第2号様式）を交付するものとする。許可した事項の変更を許可する るときも、同様とする。 （使用者の守るべき事項） 第7条 条例第5条第1項の使用の許可を受けた者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。 （損傷又は滅失の届） 第8条 使用者は、海洋センターの施設又は附属設備を損傷したとき、又は滅失したときは、直ちに損傷・滅失届（第4号様式）を<u>教育長</u>に届け出なければならない。 （補則） 第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。	（第2号様式）を交付するものとする。許可した事項の変更を許可する るときも、同様とする。 （使用者の守るべき事項） 第6条 条例第7条第1項の使用の許可を受けた者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。 （損傷又は滅失の届） 第7条 使用者は、海洋センターの施設又は附属設備を損傷したとき、又は滅失したときは、直ちに損傷・滅失届（第4号様式）を<u>指定管理</u> <u>者</u>に届け出なければならない。 （補則） 第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。
--	--

第1号様式(第5条関係)

第1号様式(第5条関係)

久留米市三瀬B&G海洋センター使用許可(使用変更許可)申請書

年 月 日

久留米市教育委員会教育長 あて

申請者 団体名
代表者名
住 所
T E L

下記のとおり使用したいので、申請いたします。

使用 期 日	年 月 日
使 用 時 間	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで
使 用 目 的	
参加予定人員	
使 用 施 設	

使用区分	使用料	減 免	計
			円

第1号様式(第4条関係)

第1号様式(第4条関係)

施設使用許可申請書

年 月 日

宛

下記のとおり申請します。

住 所 _____

氏 名 _____ 連絡先(TEL) _____

目 的 _____

日 時 月 使用日... _____ (計 日間)

時から 時まで

使用施設 _____

使用人数 _____ 人

使 用 区 分	利用料金	減 免	計
			円

第2号様式 (第6条関係)

第2号様式(第6条関係)

久留米市三藩B&G海洋センター使用許可 (使用変更許可) 証

年 月 日

申請者 団体名
代表者

様

久留米市教育委員会教育長 印

下記のとおり許可します。

使用 期 日	年 月 日
使用 時 間	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで
使用 目 的	
参加予定人員	
使用 施 設	

使用区分	使用料	減 免	計
			円

第2号様式 (第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

施設使用許可証

年 月 日

様

印

下記のとおり許可します。

住 所 _____
氏 名 _____ 連絡先(TEL) _____
目 的 _____
日 時 _____ 月 _____ 日 _____ 使用日... _____ (計 日間)
時から 時まで
使用施設 _____
使用人数 _____ 人

使 用 区 分	利用料金	減 免	計
			円

第3号様式 (第6条関係)

第3号様式(第6条関係)

No. _____	年 月 日	No. _____	年 月 日
利 用 券	利 用 券	利 用 券	利 用 券
施設名 _____	施設名 _____	施設名 _____	施設名 _____
時～ 時	時～ 時	時～ 時	時～ 時
使用料 _____ 円	使用料 _____ 円	使用料 _____ 円	使用料 _____ 円
久留米市教育委員会 (1人1回当日限り)	久留米市教育委員会 (1人1回当日限り)	久留米市教育委員会 (1人1回当日限り)	久留米市教育委員会 (1人1回当日限り)

第3号様式 (第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

No. _____	年 月 日	No. _____	年 月 日
利 用 券	利 用 券	利 用 券	利 用 券
施設名 _____	施設名 _____	施設名 _____	施設名 _____
時～ 時	時～ 時	時～ 時	時～ 時
利用料金 _____ 円	利用料金 _____ 円	利用料金 _____ 円	利用料金 _____ 円
(1人1回当日限り)	(1人1回当日限り)	(1人1回当日限り)	(1人1回当日限り)

第4号様式(第8条関係)

第4号様式(第8条関係)

損傷・滅失届

久留米市教育委員会教育長 あて

氏名又は名称
(使用責任者)

連絡先

住所又は所在地

電話番号

年 月 日

下記のとおり損傷・滅失したので届け出ます。

発生日時	年	月	日	時	頃	発生場所	品名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	摘要(備品No.)
備考													
												受領印	記帳帳

※ 団体名(氏名)、住所、電話番号の欄及び上記の表の太枠の部分のみ記入してください。

第4号様式(第7条関係)

第4号様式(第7条関係)

損傷・滅失届

宛

氏名又は名称
(使用責任者)

連絡先

住所又は所在地

電話番号

年 月 日

下記のとおり損傷・滅失したので届け出ます。

発生日時	年	月	日	時	頃	発生場所	品名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	摘要(備品No.)
備考													
												受領印	記帳帳

※ 団体名(氏名)、住所、電話番号の欄及び上記の表の太枠の部分のみ記入してください。

第 5 1 号議案

平成 2 7 年度久留米市立小学校小規模特認校制度実施要項について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

平成 2 7 年度久留米市立小学校小規模特認校制度実施要項を定めようとするものである。

平成27年度 久留米市立小学校小規模特認校制度実施要項（案）

1 目的

特色ある教育に賛同する保護者の子どもを受入れることにより、複式学級の回避・解消と学校の活性化を図る。

2 制度の概要

現在、複式学級校となっている浮島小学校と、平成27年度に複式学級校となる見込みの下田小学校、大橋小学校の計3校について、特色ある学校運営を進めつつ、通学区域の弾力化により、校区外からの児童の就学を認めるもの。

3 募集内容・就学要件等

- ① 対象校・・・大橋小学校・下田小学校・浮島小学校
- ② 募集学年・・・小学校全学年
- ③ 応募できる人・・・市内居住者（ただし、小規模特認校3校の校区及び今後複式学級編制が見込まれる柴刈小（H29年度から）・草野小（H31年度から）校区の居住者は除く。）
- ④ 募集定員・・・各学年20人を超えない範囲で設定
＊小規模校の長所を生かした教育活動を行うため、定員を設ける。
- ⑤ 募集時期・・・平成26年10月～12月（H27.4月入学・転入のみとする）
- ⑥ 通学方法・・・保護者の責任において通学（自家用車での送迎、公共交通機関利用等）
- ⑦ その他
 - ・応募に際しては、学校見学への参加、校長面談を必須とする。
 - ・通学する特認校のPTA活動、地域との交流活動に参画する。
 - ・中学校進学時は、居住地の中学校と特認校校区の中学校を選択できる。

4 周知方法

記者レクチャー・広報くるめ・募集リーフレット・ホームページ など

第 5 2 号議案

平成 2 6 年度久留米市教育施策要綱について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

平成 2 6 年度における久留米市教育行政の基本方針となる教育施策要綱を定めようとするものである。

議案資料 別冊

不登校児童生徒の状況について

(差し替え配布分)

1 不登校児童生徒数およびその割合

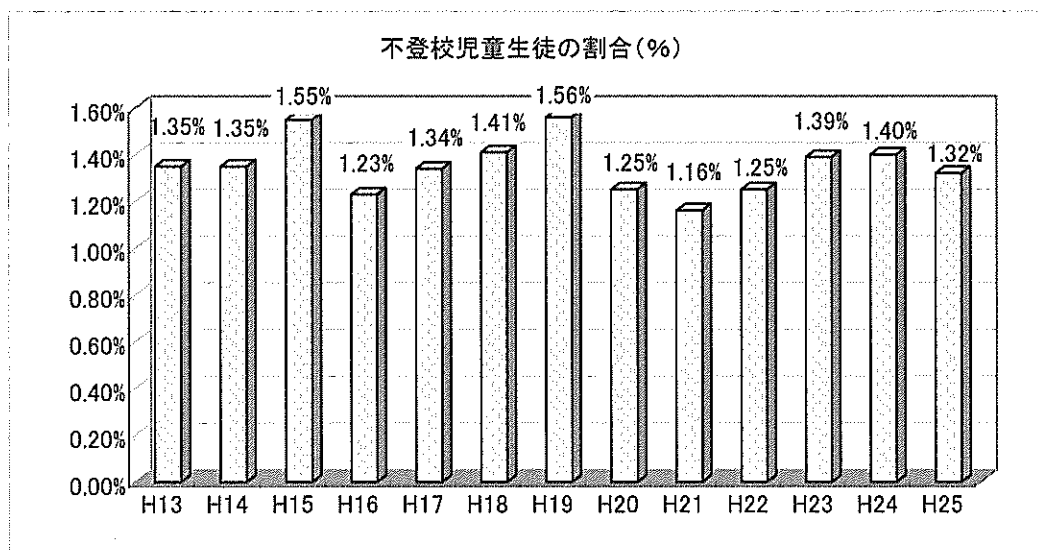
		学校種	不登校数(A)	合計(B)	児童生徒数(C)	合計(D)	不登校児童生徒の割合 (A／C×100)	不登校児童生徒の割合 (B／D×100)
H23	市	小学校	45	353	17,084	25,457	0.26%	1.39%
		中学校	308		8,373		3.68%	
	県	小学校	900	4,961	274,264	409,953	0.33%	1.21%
		中学校	4,061		135,689		2.99%	
	国	小学校	22,622	117,458	6,887,292	10,477,066	0.33%	1.12%
		中学校	94,836		3,589,774		2.64%	
H24	市	小学校	47	349	16,735	24,975	0.28%	1.40%
		中学校	302		8,240		3.67%	
	県	小学校	872	4,903	271,727	406,496	0.32%	1.21%
		中学校	4,031		134,769		2.99%	
	国	小学校	21,067	109,306	6,642,721	9,912,480	0.32%	1.10%
		中学校	88,239		3,269,759		2.70%	
H25久留米市		小学校	51	327	16,539	24,750	0.31%	1.32%
		中学校	276		8,211		3.36%	

2 不登校児童生徒数(人)の推移

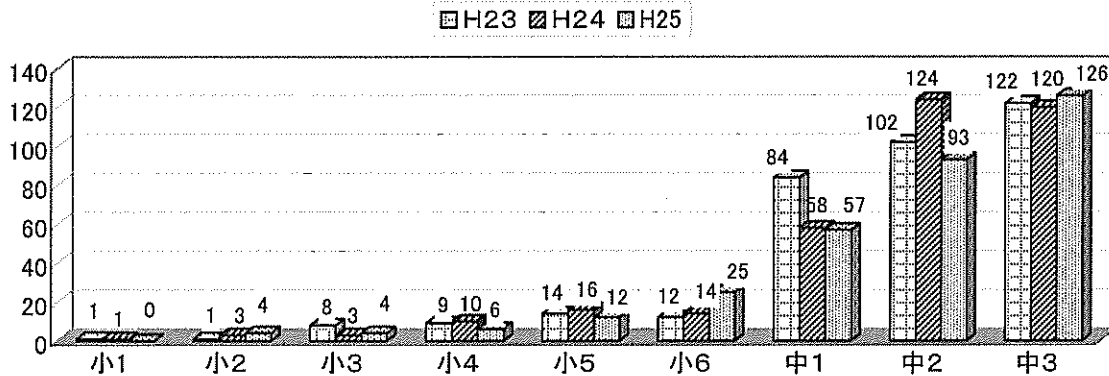
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
小学校	52	52	39	33	58	61	80	40	39	51	45	47	51
中学校	235	230	282	220	300	314	329	286	263	269	308	302	276
合計	287	282	321	253	358	375	409	326	302	320	353	349	327

3 不登校児童生徒の割合(%)の推移

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
小・中	1.35%	1.35%	1.55%	1.23%	1.34%	1.41%	1.56%	1.25%	1.16%	1.25%	1.39%	1.40%	1.32%



4 学年別不登校児童生徒数（人）



5 不登校復帰率の推移

	学校種	復帰者数 (A)	合計 (B)	不登校 (C)	合計 (D)	復帰率 (A/C×100)	小中復帰率 (B/D×100)
平成23年度	小学校	25	90	45	353	55.6%	25.5%
	中学校	65		308		21.1%	
平成24年度	小学校	29	81	47	349	61.7%	23.2%
	中学校	52		302		17.2%	
平成25年度	小学校	25	151	51	327	49.0%	46.2%
	中学校	126		276		45.7%	

※復帰者とは、「登校できるようになった」または、「登校する日数が増えた」児童生徒のことをさす。

6 今後の課題

平成24年度から平成25年度にかけて小・中学校の不登校児童生徒数は22名の減少となった。内訳は、小学校が4名の増、中学校が26名の減で、中学校では平成23年度より減少傾向になっており、復帰率も平成24年度に比べ、平成25年度は23ポイント増加した。しかし、なお、不登校児童生徒は327名あり、課題は大きい。

今後の手だてとして、

(1) 不登校予防のための具体的取組の推進

- 欠席1日～3日にかけての早期発見・早期対応アクションの徹底(『福岡アクション3』)
- 学級や部活動等における人間関係の把握及びそれを生かした積極的な居場所づくり
- マンツーマン方式による組織的な早期対応
 - ・15日以上欠席した不登校兆候児童生徒や月3日以上欠席児童生徒に対する支援計画の作成・支援
- 小中連携の更なる推進
 - ・「児童の欠席状況調査」等を活用した小中連携会議や小中連携による体験入学・出前授業等の取組の充実

(2) 復帰に向けた具体的取組の推進

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した教育相談や家庭生活改善に向けた支援等の充実
- 生徒指導サポーター(小学校15校:32名)・校内適応指導教室(中学校11校:23名)助手を対象とした研修会の開催及び効果的な運用による学校(学級)復帰への支援の充実
- 効果があつた不登校の解消・改善の取組の徹底
 - ・「家庭訪問での相談」「登校を促す電話、迎え」「スクールカウンセラー等の活用」「保健室等の別室での指導」等が挙げられる。

7 不登校対応関連事業

- 生徒指導充実事業(専任生徒指導教員の配置)【継続】
- 小・中心の教育推進事業【継続】
- スクールソーシャルワーカー活用事業【継続】
- 生徒指導サポーター事業【継続】
- 校内適応指導教室充実事業【継続】
- 学校問題解決支援事業【継続】
- 不登校児童生徒対策事業(適応指導教室らるご)【継続】
- 不登校児童生徒訪問支援事業【継続】

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.5.16からH26.6.17受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成26年7月27日(日)	チャリティーコンサート	和太鼓「禅」	佐賀県女性と生涯学習財団 アバンセホール(佐賀市天神2)	後援	学校教育課
2	平成26年7月12日(土)	久留米特別支援学校土曜活動フェスティバル「みんなであそぼう」	久留米特別支援学校地域交流推進委員会	久留米特別支援学校体育館および校舎	後援	学校教育課
3	平成26年8月7日(木)～平成26年8月9日(土)	久留米市心理リハビリテーション 夏季集中訓練会	久留米市心理リハビリテーション研究会	久留米市総合福祉会館	後援	学校教育課
4	平成26年8月23日(土)	第48回久留米市親と子のよい映画をみる会	久留米市母と女性教職員の会	文化センター共同ホール	後援	学校教育課
5	平成26年10月5日(日)	発達障がいのある人の就労の現状と展望	佐賀・筑後地区LD、ADHD及びその周辺児・者親の会 夢気球	鳥栖市民文化会館小ホール	後援	学校教育課
6	平成26年8月16日(土)～平成26年8月17日(日)	2014夏「楽しい授業フェスタ」	仮説授業実験研究会	クローバープラザ(春日市) ホール及び研修室7部屋	後援★	学校教育課
7	平成26年10月16日(木)～平成26年10月21日(火)	2014(第20回)都市ビル環境の日 第7回子ども絵画コンクール	公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会	久留米市役所(展示会場)	後援	学校教育課
8	平成26年8月22日(金)	第50回高良山国語教育研究会	久留米市高良山国語教育研究会	ホテル ニュープラザ	後援	学校教育課
9	平成26年7月1日(火)～平成26年8月31日(日)	日本動物園水族館協会福岡県地区会第39回児童及び幼児動物画コンクール	日本動物園水族館協会福岡県地区会	到津の森公園、福岡市動物園、海の中道海浜公園動物の森、マリンワールド、大牟田市動物園、久留米市鳥類センター	後援	学校教育課
10	平成26年8月27日(水)	平成26年度障害者就職準備講座	福岡県	久留米リサーチパーク 2階 A研修室	後援	学校教育課
11	平成26年8月1日(金)	久留米市人権・同和教育公開講座	久留米市人権・同和教育研究協議会	久留米市北野公民館	共催	人権・同和教育課

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.5.16からH26.6.17受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
12	平成26年8月23日(土)	教育講演会「教育が拓く未来」 講師 櫻井よしこ	久留米教育支援会議	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
13	平成26年6月5日(木)、6月19日(木)、6月26日(木)、7月3日(木)[計4回]	久留米大学公開講座「沖縄の近代・現代文学」	久留米大学	えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課
14	平成26年9月20日(土)、10月11日(土)、10月21日(火)、11月1日(土)[計4回]	久留米大学公開講座「ギターと共に楽しむ筑後の文学」	久留米大学	えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課
15	平成26年11月1日(土)～2日(日)	第26回MOA美術館筑後児童作品展	MOA美術館(公益財団法人岡田茂吉美術文化財団)・MOA美術館筑後児童作品展実行委員会	石橋財団石橋美術館1階ギャラリー	後援	生涯学習推進課
16	平成26年9月6日(土)	第5回 久留米ジャズイン	久留米ジャズフェスタ実行委員会	久留米市民会館 小ホール	後援	生涯学習推進課
17	平成26年7月19日(土)～20日(日)	久留米市民会館自主文化事業 劇づくりワークショップ	久留米市民会館	久留米市民会館 大ホール	後援	生涯学習推進課
18	平成26年7月12日(土)	久留米市民会館自主文化事業 久留米市民劇団 ほとめきクラブ中間発表会	久留米市民会館	久留米市民会館 小ホール	後援	生涯学習推進課
19	平成26年6月29日(日)	第38回ピティナ・ピアノコンペティション柳川地区予選	社団法人全日本ピアノ指導者協会	サザンクス筑後 大ホール	後援	生涯学習推進課
20	平成26年9月7日(日)	久留米青少年囲碁大会	日本棋院久留米中央支部 囲碁センター 基楽	久留米市役所2F クルミホール	後援	生涯学習推進課
21	平成26年11月24日(月)	モンゴル夢コンサートin久留米	夢コンサート in久留米実行委員会	石橋文化ホール	後援★	生涯学習推進課
22	平成26年9月12日(金)～14日(日)	第17回竹峰書藝大院全国書道展	竹峰書藝大院	大宰府中央公民館	後援	生涯学習推進課

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.5.16からH26.6.17受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
23	平成26年6月23日(月)～29日(日)	第46回久留米大学学術文化発表週間2014 C-SHOCK わたしたちの文化でお・も・て・な・し	久留米大学 学術文化執行委員会	久留米大学御井学舎、石橋文化センター	後援	生涯学習推進課
24	平成26年7月27日(日)	久留米市民オーケストラ第18回サマーファミリーコンサート	久留米市民オーケストラ	石橋文化ホール 大ホール	後援	生涯学習推進課
25	平成26年8月2日(土)	講演会 佐藤 優先生による「ロシア外交の要点」	同志社校友会久留米クラブ	久留米商工会議所5階大ホール	後援	生涯学習推進課
26	平成26年11月24日(月)	五日市 剛氏 久留米講演会	ありがとうのまち久留米実行委員会	久留米商工会館5階大ホール	後援	生涯学習推進課
27	平成26年10月19日(日)	第56回福岡県母親大会	福岡県母親大会実行委員会	春日市クローバープラザ	後援	生涯学習推進課
28	平成26年7月26日(土)、8月2日(土)・9日(土)・23日(土)	「夏休み寺子屋2014」@坂本繁二郎生家	一般社団法人 ウェルネスJAPAN	坂本繁二郎生家	後援	生涯学習推進課
29	平成26年7月26日(土)～27日(日)	「夏休み！子どもデー」	YYくらぶ・久留米	くるめりあ六ツ門6F、ほとめき通り商店街アーケード	後援★	生涯学習推進課
30	平成26年7月27日(日)	宮本慎也氏久留米講演会	宮本慎也氏久留米講演実行委員会	久留米ビジネスプラザ	後援	体育スポーツ課

平成26年第2回（6月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

質問議員	質問内容
甲斐田 義弘 議員	7 増加する特別支援教育ニーズへの対応について
堀田 富子 議員	6 子どもの貧困対策について (5) 新任教職員の研修について
原 学 議員	4 第2期久留米市教育改革プランについて (1) 達成状況の総括（新たな課題と対策）は (2) 小中学生の学力テスト結果と今後の展開は (3) 教育行政への革新的な施策導入は 5 久留米市スポーツ振興基本計画について (2) 青少年の健全育成への連動性は (中学校の部活とスポーツ少年団のあり方)
吉住 恵美子 議員	3 インターネット依存症について
甲斐 征七生 議員	2 「人権・同和」教育について (1) 「狹山事件」の教育持ち込みについて (2) 「特設授業」とその前後の「集まり」について (3) 教職員の人権・人格権について
山下 尚 議員	2 学校教育について (1) 反転授業について (2) 土曜教育の充実について
吉 富 巧 議員	1 不登校について
大 熊 博文 議員	2 市立学校のトイレの便器について

(教育部関係・発言順)

代表

【質問議員】 甲斐田 義弘 議員

【質問要旨】 7 増加する特別支援教育ニーズへの対応について

【質問趣旨】 (1) 本市の特別支援教育の現状（児童生徒数、学級数の増減）と増加する特別支援教育へのニーズにどのように対応していくのか。

(2) 発達障害に対する教員研修の状況や、今後の取組について。

1 本市の特別支援教育の現状とその対応について

全国的な動向と同様に、本市においても個別の支援が必要な児童生徒は増加しており、きめ細やかな指導の充実と、障害のある子どもとない子どもが共に豊かに学ぶための人的支援や環境整備等が求められています。

○久留米特別支援学校では、平成26年4月現在200名の児童生徒が在籍しており、10年前と比べると2.7倍となっております。児童生徒数の増加や多様化した教育的ニーズに応じるために、新校舎の活用を含めて、キャリア教育の観点から

の教育活動の見直しを図っております。

○小・中学校においても、特別支援学級の児童生徒数が 477 名と 10 年前と比べ 3.0 倍となっています。難聴や肢体不自由の学級新設も含めて、ほとんどの小・中学校に特別支援学級を設置して、それぞれのニーズや特性に応じた指導や交流及び共同学習に取り組んでいます。

○通級指導教室については、現在 167 名が市内小学校 5 校 12 教室、中学校 2 校 2 教室に通級しており、10 年前と比べると対象者数は、3.7 倍となっています。本市では、東部・南部・中部のエリア毎にネットワークを形成し、小・中学校の通級指導教室における指導上の連携を図っております。

現状からの課題として、通常学級に在籍する発達障害等のある児童生徒に対する支援体制を整えていくことと併せ、通常学級の教員のスキルアップ等を図ることが懸案となっております。

2 発達障害に対する教員研修の状況や今後の取組について

市教育センターにおいて、各学校 1 名ずつ指名している特別支援教育コーディネーターを対象に、子どもの実態把握の仕方や支援の進め方等について研修を実施しております。

また、学校訪問時や校内研修の機会に、児童生徒の個々の課題に応じた適切な支援を具体化するための指導・助言を行っています。

さらに、小・中学校の 8 割近くにおいて、自主的・主体的にユニバーサルデザインの視点に立った学習環境づくりや授業づくりの研修を、実施しています。

加えて、小・中学校には学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員を配置しておりますが、本年度初めて支援のあり方についての研修会を実施する予定としております。

今後は特に、通常学級において発達障害のある児童生徒への、一貫性のある支援を実現することができるよう研修等の取組を充実させていきたいと考えております。

【質問議員】 堀田 富子 議員

【質問要旨】 6 子どもの貧困対策について

(5) 新任教職員の研修について

【質問趣旨】 貧困の実態、背景を学ぶための研修の場を設定できないか。

【回答要旨】 1. 現状について

市教育委員会では、教職員が子どもたちの置かれている家庭環境等を理解し、適切に教育的対応ができることは大変重要なことと認識し、そのような信頼される教師の育成を第 2 期教育改革プランの推進の基盤と位置づけているところです。

しかしながら、貧困の実態や背景は見えにくいものであり、新任教職員の不適切な対応によって子どもたちや保護者との信頼関係を失う懸念も考えられます。

したがって、信頼関係を構築するためには、子どもたちの届かない声や保護者の思いに耳を傾けると共に、家庭環境も含めた適切な子ども理解に立脚して、子どもたちの学力や社会性、対人関係力を育成することが最も大切であると考えて

おります。

そこで、市教育委員会では、初めて教職に就く初任者に対して1年間の体系的・計画的な研修を実施しており、その中で年度の早い時期に重点的に子どもたちや保護者との信頼関係を築くための研修を設定しています。

具体的には、初任者が教育相談員から直接話を聞く場を設定し、子どもたちや保護者と向き合い、誠意をもって対応することや、家庭に様々な事情等がある場合にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応することなどを指導しております。

また、各学校においては初任者に直接助言を行う任にある指導教員が、子ども理解や保護者との接し方、家庭訪問の仕方など実践の進め方について、適宜、指導・助言を行っております。

さらに、各学校の校長や教頭に対しては、初任者をはじめ教職員が子どもたちの背景を理解し、家庭訪問等を通じて、子どもたちとの関係を深めていくよう指導しているところです。

2. 今後の対応について

今後とも、社会情勢の変化等を踏まえ、新任教職員が貧困の実態や背景などを含めた様々な家庭環境と向き合い、子どもたちに適切に対応することができていくよう絶えず研修内容等を検討しながら、信頼される教師の育成に取り組んでいきたいと考えております。

【質問議員】 原 学 議員

【質問要旨】 4 第2期久留米市教育改革プランについて

(1) 達成状況の総括(新たな課題と対策)は

【質問趣旨】 第2期久留米市教育改革プランの課題と対策についてどのように考えているか。

【回答要旨】 1 第2期久留米市教育改革プランの進捗状況について

学校教育を中心とした改革のための施策・事業が子どものレベルまで十分に引き届き、笑顔で学ぶくるめっ子が実現できるように、市教育委員会として学校と連携しながら取り組んできました。

この間、各学校では学校プランを作成して、「健やかな体」の育成、「豊かな心」の育成、「確かな学力」の育成と、それを支える家庭・地域との連携、学校力の向上という4つの具体的な目標に沿った重点事項を設定し、目標指標を定めて、取組の推進を図ってきたところです。

市教育委員会では、学校訪問時に学校全体としての改善のための指導助言を強化し、校内研修会等において授業改善が効果的に行われるための支援を継続してきました。しかしながら、特に、「豊かな心」の育成、「確かな学力」の育成については課題を克服しきれてない現状があります。

2 プラン推進の現在の課題と対策について

「豊かな心」の育成の面で、社会環境の変化に伴い、子どもたちの道徳的実践

力や人間関係力に課題が生じているという点が挙げられます。そこで、全ての教育活動と関連させた道徳教育や望ましい人間関係を育む学級活動の指導を継続して充実させていきます。加えて本年度、全小中学校に配布した文部科学省作成の「私たちの道徳」の活用のための指導を行い徹底を図ることとしています。

「確かな学力」の育成の面では、学力の全国平均以上という目標達成に未だ至っていないという課題があります。今後は、授業改善や補充学習等の継続した取組、つまずきのある子どもへの丁寧な支援、家庭学習習慣の形成のための学習習慣定着支援事業の内容充実に向けて支援を強化していきます。

併せて、「不登校の予防と解消」においては、不登校児童生徒の割合を全国平均以下にするという目標には到達していませんが、不登校児童生徒数は小中学校合わせて前年度と比べ 22 名減少しており、一定の効果を上げつつあります。今後は、早期発見・早期対応のための行動計画の徹底や不登校の背景にある家庭生活改善に向けた支援などを充実させていきます。

また、保護者・PTA・地域の方々から信頼される学校づくりにつきましても、地域学校協議会の相互交流を深めたり、提言機能を高めるための指導助言を行ったりする等、久留米版コミュニティスクールを推進していくこととしています。

【質問議員】 原 学 議員

【質問要旨】 4 第 2 期久留米市教育改革プランについて

(2) 小中学生の学力テスト結果と今後の展開は

【質問趣旨】 学力テスト結果と今後の展開についてどう考えているのか

学力向上対策の効果が見られないが、学力低位の真の原因を正しく把握して対策を打っていないからではないか。

【回答要旨】 1 学力調査の結果について

昨年度の全国学力・学習状況調査においては、小学校はすべての教科区分で全国平均正答率をわずかに下回る結果となりました。中学校は、すべての教科区分で全国平均正答率を下回り、数学 A・B は昨年度と比較すると全国平均との差は縮まったものの、国語 A・B は全国平均との差が広がるなど、依然として課題が見られました。

一方、家庭等における学習習慣に関しては、学習習慣定着支援事業を平成 23 年度から実施し、段階的に拡充し昨年度より全小・中学校で実施しております。その結果、授業以外での学習時間が伸びて、小・中学校ともに改善傾向が見られています。また、「図書館に週 1 回以上行く」児童生徒の割合や「数学の勉強が好き」と答えた生徒の割合は全国平均を上回る結果が出てきています。

2 今後の取組について

現在、平成 24 年度から立ち上げた数学学力向上プロジェクトにおいて、調査結果のきめ細かな分析を行って、つまずきの原因やその克服の方法等を市内の全中学校へ発信する準備を行っております。これに加え、今回の結果では、特に中学校国語

に課題があったことから、数学同様に、国語についても学力向上に向けた集中的な取組を予定しているところであります。

このように、課題に応じるための重点化した取組を行うとともに、学力向上のための研修会の中で、子どもたちがつまづいていた学習問題の解消のための方法や学習習慣及び生活習慣を改善するための具体的な活動の提示、家庭学習の進め方等をまとめた資料の配付、成果をあげている学校の学力向上の取組の発信等を充実させていきたいと考えております。

1 学力調査結果の分析について

本市の学力調査の結果が全国平均よりも下回っている原因については、毎年、学力調査と同時に実施の学習状況や生活実態の調査結果から、次のような課題が複合的に影響していると考えています。

・全国平均に比べ正答率の低い児童生徒の割合が多く、基礎基本の定着や児童生徒一人一人に応じた指導の充実が必要なこと。

・家庭での学習習慣が全国平均に比べて短く、自主的・自律的な学習習慣定着への支援が継続して必要なこと。

・起床時間と就寝時間が遅いなど、学習を支える基本的な生活習慣上の課題の改善が必要であること。

2 今後の対応について

これまで、各学校の学力向上プランに基づく授業改善や補充学習の取組への支援、市教育センターにおける学力向上のための研修会や教員の授業力向上のための専門講座等の開催に力を入れてきました。

今後は、これらを継続するとともに、各学校の補充学習システム確立のための支援や、夏季休業中の計画的なサマースクールの実施、家庭や学童保育所等と連携した自主的・自律的な学習習慣の形成強化、地域学校協議会等を通じた、児童・生徒が落ち着いて学ぶ学校環境づくり等にさらに取り組む必要があると考えております。

これまでも先進地域を参考にまいりましたが、本市と同規模で課題状況が類似していて成果をあげつつある地域の取組等を調査し、有効な施策を総合的に検討してまいりたいと考えております。

【質問議員】 原 学 議員

【質問要旨】 4 第2期久留米市教育改革プランについて

(3) 教育行政への革新的な施策導入は

【質問趣旨】 今後の学力向上のための施策についてどう考えているのか

【回答要旨】 1 今後の学力向上に向けた取組について

全国学力・学習状況調査等の結果から、学力が低位層の子どもたちの割合が比較的高いことが課題であると認識しております。

そこで、昨年9月の補正予算および本年度暫定予算で、教室の高温化対策として約22億円の予算を計上し、小・中学校の普通教室887教室に空調機を整備しているところであります。

この快適な学習環境を活用して、夏季休業中に、本年度は全中学校において10日

間程度の補充学習を実施し、これまでの学習内容の復習を中心に基礎基本の定着を図る学習を行う予定としております。実際の学習指導では、教員による指導とあわせて、学習支援ボランティアを活用し、個に応じた指導を行いたいと考えております。

また、昨年度効果をあげた学習支援ボランティアの派遣による放課後学習会を、本年度もすべての小中学校において継続して実施し、家庭での自主学習へとつながるよう、各学校において工夫改善した教材や学習方法を提示するなど、充実を図っていく考えであります。

【質問議員】 原 学 議員

【質問要旨】 5 久留米市スポーツ振興基本計画について

(2) 青少年の健全育成への連動性は

(中学校の部活とスポーツ少年団のあり方)

【質問趣旨】 久留米市スポーツ振興基本計画で示されている「中学校部活動の充実」を図るにあたって、現状の中学校部活動のあり方の問題点をどのようにとらえているのか。

【回答要旨】 1 中学校の部活動について

本市スポーツ振興基本計画では、学校部活動が児童生徒に対して身体を積極的に動かす意識と機会を定期的に提供し、児童生徒の豊かなスポーツライフの形成・定着を担う教育活動の一つとして期待されることが記載されています。

また、中学校学習指導要領では、部活動は生徒が自発的・自主的な活動であることを主旨として、「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資する」教育活動として示されています。

このように、部活動は、地域等との協力も得ながら、青年前期の生徒たちに、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ基礎を築くものであり、青少年の健全育成の面からも有意義な活動であると捉えています。

本市における部活動については、校長が生徒の希望や地域の特性、教職員の指導体制を勘案した上で決定し、企画・立案した部活動推進計画に基づき、生徒の自発的・自主的な参加を旨として実施しております。現在、16校で希望参加制、1校で全員参加制で取り組んでおり、本年度は、市内17中学校で約7,300名の生徒が運動部及び文化部活動に参加しており、活動率は17校平均で約89%となっております。

2 部活動の新設等の取扱い及び部活動の活性化について

部活動の設置については、各学校が部活の数も含めて毎年決定しており、新たな設置についても、校長が生徒の希望の大きさ、教職員の指導体制等を勘案した上で決定しております。全市的に見ると、昨年度は、運動部で20種目、文化部で15の部活動が設置され、運営されています。

また、生徒が部活動の設置がないスポーツに学校外で取り組んでいる場合でも、その種目が中学校体育連盟の競技種目に登録されているものについては、生徒の活動を保障する観点から、中学校体育連盟に部活動登録を行い、大会に出場できるよ

う対応を行っております。

3 運動部活動の充実について

青少年のスポーツ振興という観点から、中学校体育連盟に対し大会運営費等の補助を行い、部活動の支援に努めています。また、生徒の技術的なニーズに適切に対応できるよう外部指導者の活用を積極的に図るため、外部指導者本人にスポーツ安全保険を適応することで、安心して指導できる環境を整えているところであります。

代表個人

【質問議員】吉住 恵美子 議員

【質問要旨】3 インターネット依存症について

【質問趣旨】インターネットをめぐる諸問題（依存症、学力低下、いじめなど）が発生しているが、本市における現状とその対策はどのようになっているのか。

【回答要旨】1 インターネット依存症と本市の現状について

昨年度の厚生労働省の調査報告によりますと、「使用時間を短くしようとする」とイライラする」などインターネット依存の疑いが強い中高生が推計で全国に約 52 万人おり、中学生の 6 %、高校生の 9 %に当たることが報告されております。

本市においては、平成 25 年度の全国学力・学習状況調査で、「平日にインターネット 4 時間以上」と回答した児童生徒は、小学校 6 年生では抽出調査 15 校の平均が 2.0%で、全国平均 3.0%を下回っていますが、中学校 3 年生では抽出調査 6 校の平均が 10.1%であり、全国平均 9.4%を上回っております。

インターネットは、目的に応じて必要な情報を瞬時に、また大量に入手できるという点では大変便利であり、各学校の学習指導においても児童生徒の学習理解や学習意欲を高めるための手段として、多くの場面で活用が図られております。

本市では、学校へのインターネット接続機器の持ち込みは、原則、禁止しておりますが、インターネットは依存性が高いことから、家庭での一日の利用時間が十数時間を越え、昼夜逆転の生活から、

学校の成績低下や不登校になったり、また何気ない書き込みが児童生徒間のトラブルに発展したり、いじめの温床となったりする危険性も指摘されております。

2 インターネットをめぐる課題への対策について

そこで現在、小・中学校においては学習指導要領に則り、小学 5 年の国語科・社会科、中学校の技術・家庭科における教科指導や道徳の時間や学級活動の場面において、インターネットを活用する際のルールやマナーを指導しております。

また、平成 24 年度から県の事業を活用し、外部講師を招く等の方法で、市内すべての小・中学校、特別支援学校、市立高校において、毎年「ネットによる誹謗中傷・いじめ等の防止」をテーマとして学習会を開催しております。

さらに、本年 5 月には、小・中学校の父母教師会連合会によりネット社会からわが子を守るための家庭教育宣言が行われました。父母教師会が取り組む家庭での安全・安心なルール作りやインターネットの危険性について、親子で学ぶ研修会の実施等に市教育委員会も連携して取り組んでいるところであります。

今後とも、市教育委員会としましては、学校・家庭・地域と連携しながら、情報社会の中で、あふれる情報に対し、適切に判断し、行動できる子どもたちの育成に

取り組んでいきたいと考えております。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 2 「人権・同和」教育について

(1) 「狭山事件」の教育持ち込みについて

【質問趣旨】 教育委員会は、狭山問題を教育現場に持ち込まないよう指導しているが、度々繰り返されている。このことをどのように考えるのか。

【回答要旨】 市教育委員会はこれまで、校長会をはじめ、教頭会、人権・同和教育担当者研修会など、様々な機会をとらえて、教職員が子どもに事件や裁判の内容を説明したり私見を述べたりすることのないよう、指導を続けてきました。

今回、小学校の人権学習の場において、事件そのものについての記述がある教材が使用されたことは公教育の中立性の保持の観点からも不適切であったと考えております。

狭山事件につきましては、これまでも指導してきましたが、事件そのものを授業で取り扱うことがないよう、各学校に対して、継続して指導の徹底を行っていきたいと考えております。

ご指摘の件は、ある小学校の人権学習の場において他県が作成した人権教材を使って、指導がなされたことと認識しております。教材には、狭山事件の内容に触れた部分もございました。授業者は事件や裁判について私見を述べたりすることはありませんでしたが、公教育の中立性の保持の観点から、教材の中に事件そのものを取り扱う内容が含まれていたことは不適切であり、指導を行ったところです。平成23年12月議会の答弁に則り、平成24年1月の校長会において「公教育の中立性の堅持」についてふれ、「事件そのものを取り扱うことは不適切であり、各学校において、指導の徹底をお願いいたします。」と指導いたしました。

なお、狭山問題の提起する教育課題につきましては、今日の本市の教育課題と重なるものが現在も多くございますので、「今後とも各学校の教育を見直す大切な視点として位置づけて頂きたい」とあわせて指導しております。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 2 「人権・同和」教育について

(2) 「特設授業」とその前後の「集まり」について

【質問趣旨】 「特設授業」とその前後の「集まり」について、誰の主催、責任において、どのような目的を持って実施されているのか。

【回答要旨】 市内全校から提出された人権・同和教育推進計画をもとに調査いたしましたが、ご指摘の「特設」の授業が学校で行われている事実はありません。

ご指摘の「集まり」は、各学校の人権カリキュラムに則り行われる人権学習の実施に当たり、教職員が自主的に当事者の声を聞こうという主旨で行われるものでございます。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 2 「人権・同和」教育について

(3) 教職員の人権・人格権について

【質問趣旨】 「恫喝されたり」「計画を否定されたり」「呼び捨てにされたり」することによる、運動体の教職員に対しての人権侵害・人格否定の事実がある。本来、市教育委員会はこれらのことから教職員を守る立場にあるのではないか。

【回答要旨】 当事者を交えた学習の場において、人権侵害・人格否定といった事実があるという報告は、受けておりません。

福岡県人権教育推進プランには「教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、…、その人権課題にかかわる当事者等への理解を深めることが重要です。」と書かれています。

当事者が時として強い口調になることがあるとすれば、それは「人権侵害の事実や実態をわかってほしい」という強い願いのあらわれだと理解しています。こうした声を、学級経営や授業づくりに生かすことが肝要であると考えています。

福岡県人権教育推進プランには、「個別の人権課題に関する学習を進めるに当たり、教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生みだすことがあることを認識する必要があります」と書かれています。

したがって、様々な人権課題についての学習を実施するにあたって、当事者の考え等を聞き、指導の目的や計画・内容について協議し、教職員が自らの人権認識を高めることは、大切だと考えております。

【質問議員】 山下 尚 議員

【質問要旨】 2 学校教育について

(1) 反転授業について

【質問趣旨】 久留米市として、反転授業についてどのように考えているか。また、タブレットなどICT機器の導入について、将来的にどのように考えているか。

【回答要旨】 1 本市の反転授業の捉え方について

佐賀県武雄市では、本年5月から公立の11小学校で、全児童約3,000人にタブレット端末を無償貸与し、反転授業が行われています。自治体が全公立小学校で取り組むのは全国初であり、その取組の効果が注目されているところです。

この反転授業とは、学校での授業と家庭での宿題の役割を「反転」させる授業形態のことを指します。家庭ではタブレット端末を活用して授業ビデオなどで事前に学び、学校においては、あらかじめ家庭で学んだ知識を使って、その学んだ知識の定着を促していくことにあります。

反転授業は、児童生徒の学習意欲を喚起し、主体的な学びを通じた知識の定着が進むという成果が期待できる反面、家庭での学習習慣形成や学習内容の定着の具合によって、その効果が大きく左右されるという懸念もあります。

したがって、今後慎重に、この取組の動向を注視していきたいと考えています。

2 将来的なタブレットなどICT機器の導入について

これまでも、本市では、授業中に、電子黒板や大型デジタルテレビ等の活用による教材提示の工夫等を通して、児童生徒の興味・関心を高め、学習を深める取組を進めてきました。

これを踏まえ、本市ではICT活用の授業改善のために、市教育センターに「久留米市立小・中・特別支援学校ICT活用推進協議会」を設置しております。

そして現在、この推進協議会により、各学校におけるICT環境の構築の在り方、及びICTを活用した授業支援システムの在り方等について調査、研究を進めているところであります。

【質問議員】山下 尚 議員

【質問要旨】2 学校教育について

(2) 土曜教育の充実について

【質問趣旨】地域で土曜日に様々な活動が行われている状況を踏まえて、学校では土曜日の活用を、どのようにして行っているか。

【回答要旨】1 本市の土曜授業の捉え方について

本市では、県教育委員会の通知を受け、平成24年度より、学校と保護者・地域住民とともに児童生徒を見守り育んでいく中で、さらに「開かれた学校づくり」を進めていくために、「土曜授業」を実施しております。

実施回数は、学校週5日制の趣旨に則り、児童生徒の身体的負担等を考慮して月2回を上限とし、本年度は学期1回程度、年間3回程度の実施を原則としております。

各学校では、土曜授業の趣旨を踏まえて、様々な活動に取り組まれています、そのよさを大きく2点から捉えています。

1点目は、学校・家庭・地域が連携協力する共有の機会を広げることができているという点です。例えば、保護者や地域の方等の外部人材の協力を得て、田植え・稲刈り体験を行ったり、地域の文化祭に参加したりする取組が、様々な学校で実施されています。

2点目は、保護者や地域の方の積極的な支援を受けることで、児童生徒の自尊感情が育まれてきているという点です。例えば、持久走記録会の場面で、大勢の保護者や地域の方からの一人一人への温かい声援が、児童生徒の意欲や自信につながったといった事例が数多く見られています。

2 今後の土曜授業の実施の在り方について

平成25年11月の学校教育法施行規則の一部改正に伴い、市町村教育委員会の判断により、公立学校において、土曜授業を行うことが可能であることが、より明確化されました。

また、県教育委員会は、本年度、土曜授業の充実のため、体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施できるコーディネーターや、多様な経験や技能を持つ外部人材を活用し、土曜日の教育支援体制の構築を支援しようとしています。

このような国、県の動向を踏まえながら、本市としての今後の土曜授業の在り方

を検討していきたいと考えております。

【質問議員】吉 富 巧 議員

【質問要旨】1 不登校について

【質問趣旨】第2期教育改革プランでは不登校の予防と解消は大きな目標であるが、これまでの不登校対策をどのように評価・総括し、今後どのように対応を進めるのか。

【回答要旨】1 これまでの不登校に関する施策の評価について

第2期教育改革プランにおいて、不登校発生率の減少と学校復帰率の増加を目標に設定して、各年度の取組を検証しつつ不登校に関する施策を推進してきました。

現在の状況としましては、小学校では、家庭環境の課題に起因する不登校が増加しており、より専門性のある支援が必要不可欠な状況であるため、市教育委員会に常駐するスクールソーシャルワーカーが医療や福祉といった関係機関等とのつなぎ役となり、学校と連携しながら家庭環境の改善を含めて支援をしております。また、生徒指導サポーターが信頼感にもとづいて保護者へ協力を求め、学校と連携しての登校支援等の対応を行っております。

中学校では、「友人関係をめぐる問題」「無気力」が要因となる不登校が多く、校内適応指導教室において教育相談や学習支援を行ったり、専任化した生徒指導担当教員が登校を促したりと、定期的で継続的な家庭訪問や相談支援活動を通じて一人ひとりの状況や課題に応じた対応に努めております。また、昨年度から、欠席3日までの児童生徒に対する電話連絡や家庭訪問を行い、教師間での情報共有によって組織的な早期対応につなげる取組、いわゆる「福岡アクション3（スリー）」の徹底を図り、子どもがわかる・できるを実感できる授業への改善や、個々の児童生徒の学級や部活動における居場所づくりに努めているところです。

このような取組により、平成24年度の統計では、不登校発生率は小学校では目標の全国平均以下となっておりますが、中学校ではまだ目標の全国平均には至っていない状況でした。なお、25年度の暫定値では、不登校児童生徒数は小中学校合わせて327名と前年度と比べ22名減少し、特に中学校における学校復帰率は46%と、前年度の17%から大幅に改善しており、力を注いできた学校復帰の取組は一定の効果を上げつつあると考えております。

2 今後の不登校に関する施策について

小学校では生徒指導サポーターを活用した登校の促し、保護者と連携した対応が効果的であり、中学校では校内適応指導教室助手を活用した学習支援や教育相談が効果的であるため、その配置校の拡充を図るとともに、各学校の子どもにとって豊かで魅力ある学校生活の実現と、学校あげての早期発見・早期対応のさらなる取組を進めていきたいと考えております。

【質問議員】大 熊 博 文 議員

【質問要旨】2 市立学校のトイレの便器について

【質問趣旨】近年の家庭などでは、便器は和式から洋式へと変わってきているが、現在の学校トイレの洋式化はどのような状況か。また、今後急いでトイレを改修すべきだと思う

が市の考え方はどうか。

【回答要旨】 1. 現在のトイレの状況と取り組みについて

生活様式の変化により、近年では公共施設や家庭において洋式便器が主体となってきたことから、学校トイレについても洋式便器を主体とした環境整備を行っているところでもあります。

本市における学校トイレの洋式化については、現在、小学校で 48.2%、中学校で 45.5%、特別支援学校で 72.8%、高等学校で 40.0%、全体で 47.5%となっております。

また、この改修につきましては、快適な環境づくりのために、昨年度から大幅にスピードアップして整備を行っているところでもあります。

具体的には平成 25 年度では、17 校を対象に約 6 億 2 千万円。今年度は、前倒し補正予算も含め約 5 億 1 千万円を計上しまして、老朽化が著しい 15 校において、快適で利用しやすい洋式便器主体のトイレ整備を行う予定であります。

2. 今後のトイレ改修の考え方について

学校のトイレは児童・生徒・教職員等が、清潔で快適に使用できる施設であることはもとより、社会教育活動や災害時の避難所として利用する場合があります。

そのため、高齢者や障害者が安心して使用できるように、グラウンド利用時に使用できる屋外トイレや、バリアフリー化にも配慮した多目的トイレの設置も含めて、学校全体のトイレの環境整備に努めていきます。

今後とも、国の補助制度や地方債の活用など、効率的な財源確保などを図り、学校トイレの環境整備に向けて、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

質問一覧市民文化部関連

質 問 議 員	質 問 内 容
田中 功一 議員	5 東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致について
甲斐田 義弘議員	6 2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックについて
原 学 議員	5 久留米市スポーツ振興基本計画について (1) 現時点における評価と課題は (2) 青少年の健全育成への連動性は(中学校の部活とスポーツ少年団のあり方)

平成26年第2回(6月)久留米市議会一般質問回答要旨

(市民文化部関係・発言順)

代表

【質問議員】田中 功一 議員

【質問要旨】5 東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致について

【質問趣旨】・県からの合宿誘致の意向調査は行われているのか。その内容と久留米市の対応は。

- ・久留米市としては、参加国選手の合宿誘致をはじめどのような関わりを持っていくのか。
- ・この機会を捉え、久留米市の魅力を国内外に情報発信し、観光施策や経済振興にどう展開していくのか。

【回答要旨】1 合宿誘致の意向調査について

さて、お尋ねの県からの合宿誘致の意向調査でございますが、福岡県は地理的条件や施設面など、国際大会の事前合宿地としての好条件を備えております。このことから、県より、市町村と連携した事前合宿の受け入れに関する広報活動の推進のため、今年4月末に、事前合宿等の受け入れ希望調査を受けたところでございます。

本市としましても、県と連携した誘致活動推進のために、強い受け入れの意向を示したところです。

2 合宿誘致についての久留米市の関わり方

次に、合宿誘致についての久留米市の関わり方ですが、東京オリンピック・パラリンピックの合宿地を誘致することは、市民がオリンピックを肌で感じることができ、市民のスポーツ機運の醸成につながり、また、地域の活性化につながるものであると考えております。

オリンピック開催の2年前である2018年には、久留米総合スポーツセンター体育館・武道場などの一体改築がなされ、施設の充実も図られる予定でございます。また、本市は、九州自動車道、九州新幹線など交通アクセスが良く、周辺のインフラ整備も進んでおります。

これらの好条件を活かし、今後、県と連携し、情報発信や情報交換を行いながら、積極的に誘致活動に取り組んでいきたいと考えております。

3 外国人観光客誘客の取り組みについて

次に情報発信や観光施策などについてですが、大手シンクタンクの試算によりますと、東京オリンピック・パラリンピックには世界各国から約80万人の外国人の来日が見込まれています。これらの外国人の中には、日本各地の魅力も楽しみたいという人も相当数いらっしゃる事が予想されますことから、久留米市をアピールする絶好の機会であると思います。

こうした外国人観光客を東京から引き込むためには、久留米市単独ではなくオール九州やオール福岡という視点での取り組みが効果的であり、九州観光推進機構や福岡観光プロモーション協議会などと連携し、積極的に情報発信や観光誘客を図っていく必要があると考えております。そして、着実に地域経済への波及を図るため、外国人観光客の受け入れ体制の整備などを進めてまいりたいと考えているところでございます。

【質問議員】 甲斐田 義弘 議員

【質問要旨】 6 2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックについて

【質問趣旨】 ・本市からオリンピック選手を輩出することが必要である。東京オリンピックに向けての子供たちへのスポーツ推進の取り組みについて。

・国際大会や全国大会等を開催することで、宿泊や観光面での経済効果を高めることができるので、ぜひ誘致や開催等に力を入れてほしい。

【回答要旨】 1 子供たちへのスポーツ推進の取り組みの現状について

一つ目の子供たちへのスポーツ推進の取り組みについてでございますが、久留米市では、ジュニア向けのスポーツ推進策として、各種スポーツ教室や子供の体力向上講習等を実施してまいりました。

さらに各競技団体の指導者養成講習会やスポーツ少年団に対する助成を行うなど、様々な支援を行ってきたところでございます。

また、福岡県におきましては、平成16年から若手のトップアスリートの発掘と能力開発、育成等を進めるための『福岡県タレント発掘事業』を実施しており、現在、本市からも8名の選手が選ばれ、トップアスリートを目指して、専門的なプログラムを受講しているところでございます。

2 今後の取り組みについて

東京オリンピック・パラリンピック開催は、本市の若いアスリートたちにとって大きな夢であり、目標となるものでございます。

本市としましても、県をはじめ各競技団体、大学等ともしっかりと連携することはもちろん、本市の才能ある若いアスリートを支える事業として、大学などとの連携によるスポーツ医科学を活用した最先端のトレーニング導入やメンタル面のサポート策などの支援を検討し、6年後、本市ゆかりの多くの選手が夢の舞台で活躍できるように取り組みたいと思っております。

3 各種スポーツ大会の開催状況

二つ目の全国大会などのスポーツ大会の誘致についてでございますが、久留米市では、市民のスポーツ振興の取り組みとして、国際大会や全国大会及び九州大会等の誘致に取り組んできております。

現在は、平成18年度から全国高校選抜大会として開催している「紫灘旗高校遠的弓道大会」や「筑後川旗西日本学童軟式野球大会」、「九州柔道大会」、「久留米市ベストアメニティ国際女子テニス大会」等を、関係競技団体と協力しながら開催しているところでございます。

4 スポーツコンベンションの取り組みについて

こうした国際大会や全国規模の大会の開催は、スポーツの振興はもちろんのこと久留米市の魅力発信や観光振興といった点からも、大きな効果が期待されています。

また、オリンピック開催の2年前である2018年には、久留米総合スポーツセンター体育館・武道場などの一体改築がなされ、施設の充実も図られる予定でございますので、今後は、より一層、スポーツコンベンションによる地域経済活性化などの経済波及効果を図るために、久留米観光コンベンション国際交流協会や各競技団体などと緊密な連携をとりながら、宿泊等を伴うような国際大会や全国大会、九州大会等のスポーツ大会誘致に取り組んでまいります。

2 回目

【質問趣旨】 30万人中核都市久留米市としてふさわしい国際大会や全国大会を是非誘致していただきたい。

【回答要旨】 先ほども申しましたように、スポーツコンベンションによる経済効果は大きいものがあると認識しておりますので、今後も、各競技団体等と連携を取りながら、地域経済への貢献度の高いスポーツ大会を、積極的に誘致開催できるように取り組んでいきたいと思っております。

【質問議員】 原 学 議員

【質問要旨】 5 久留米市スポーツ振興基本計画について

(1) 現時点における評価と課題は

【質問趣旨】 ・計画の全体的な評価はどうか。

・計画を見直したことによる課題は出ていないか。

【回答要旨】 1 久留米市スポーツ振興基本計画の全体的な評価について

久留米市では、「久留米市スポーツ振興基本計画」を平成19年に策定し、概ね10年間で実現すべき目標を設定するとともに、その目標を達成するために必要な施策を示しています。この計画の中間期である平成24年8月に、スポーツ推進審議会において、この計画の進捗状況の報告を行い、一部の事業で未達成なものがあるものの、全体的には、概ね良好に事業を推進しているとの評価をいただいたところでございます。

また、平成25年3月には、市のスポーツ行政における現状や国の方針等を踏まえ、計画の一部見直しを行ったところでございます。

2 現時点での課題について

お尋ねの計画の一部見直しによる問題・課題はないかということについてですが、見直しの内容としましては、事業体系を現実的な視点により整理しており、既存事業の見直しや新規事業の追加を行うとともに、課題となっている事業の重点化を図ったものであり、見直しにより、新たな課題が生じたとは思っておりません。

しかしながら、現時点でスポーツ振興基本計画を推進していく上での課題としましては、

(1) 「週1回以上の運動・スポーツ実施率」が全国平均を下回っていること

(2) 本市の子どもの体力が、全国平均をわずかに下回っていること

(3) 地域におけるスポーツ指導者の養成が必要なこと

(4) 競技者の支援、大規模大会の誘致が必要なこと

などがあると認識しております。

3 今後、重点的に取り組む項目について

このような課題を踏まえて、

- (1) 市民のライフステージに応じたスポーツ環境の整備
- (2) 子どもの体力向上のための学校と家庭・地域が連動した取り組みの充実
- (3) 各競技団体と連携を強化した競技者への一体的な支援
地域でのスポーツ指導者の知識と能力向上に向けた各種
研修や講習会の開催
- (4) 総合型クラブやスポーツ推進委員と連携した地域スポーツの活性化

など、スポーツ振興基本計画の目標達成に向けて、今後、関係機関などと十分な連携を図りながら、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

【質問議員】原 学 議員

【質問要旨】5 久留米市スポーツ振興基本計画について

(2) 青少年の健全育成への連動性は（中学校の部活とスポーツ少年団のあり方）

【質問趣旨】・スポーツ少年団の団体数及び団員数が年々減少している。スポーツ少年団のあり方に問題はないのか。

・スポーツ少年団も含め、地域のスポーツ指導者に対して、あまり光が当たっていない。地域のスポーツ指導者の環境改善を図るべきではないのか。

【回答要旨】1 スポーツ少年団のあり方について

現在、久留米市では84団体、団員1,559名がスポーツ少年団に登録され、285名の指導者のもと活動されております。しかしながら、ご指摘のように、団体数、団員数は、少子化の影響も受け、年々減少の傾向にあります。

スポーツ少年団は、「青少年のスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資すること」を目的としており、スポーツ活動を通じ、体力、忍耐力、礼儀、協調性を身に着けることができ、青少年の健全育成と相まって、スポーツの底辺拡大のため久留米市のスポーツ振興を進める上で欠かせない団体であると認識しております。

したがって、今後とも、スポーツ少年団につきましては、指導者の養成や交流大会の開催及び学校施設開放等による練習場の確保など、様々な支援を行いながら、子どもスポーツの中核的な役割を担うスポーツ少年団の充実を図ってまいりたいと考えております。

2 地域のスポーツ指導者の環境改善について

地域のスポーツ指導者は、地域におけるスポーツクラブやスポーツ団体において、クラブ・団体の運営や指導活動を日常的に支えたり、地域スポーツ大会などにおいて、専門的能力や時間などを費やして、献身的にご協力をいただいているところでございます。

久留米市では、その功績をたたえ、表彰制度に則り、各種の表彰を行っているところであり、今後も、スポーツ指導者の活動を支援してまいりたいと考えております。

平成25年度全国学力・学習状況調査「保護者に対する調査」

文部科学省委託研究「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」（国立大学法人お茶の水女子大学）

H26.3

調査の概要

- 本研究は、平成25年度全国学力・学習状況調査の追加調査として実施した「保護者に対する調査」の結果を活用し、家庭状況と学力の関係、不利な環境にも関わらず成果を上げている学校や児童生徒の取組を分析するものである。

＊ 文部科学省の委託により国立大学法人お茶の水女子大学(代表:耳塚寛明 理事・副学長(教授))が分析

〔保護者に対する調査の概要〕

調査対象：抽出した公立学校において、本体調査を実施した児童生徒の保護者

	保護者		(参考)学校	
	対象数	有効回答数(率)*	対象数	有効回答数(率)**
小学校	16,908	14,383(85.1%)	429	391(91.1%)
中学校	30,054	25,598(85.2%)	410	387(94.4%)

* 児童生徒の結果と結合できる保護者の回答数 ** 1人以上の保護者が有効回答だった学校数

調査時期：平成25年5月下旬～6月下旬

調査内容：子供への接し方、子供の教育に対する考え方、教育費等

分析結果の概要

1 家庭の社会経済的背景と学力の関係

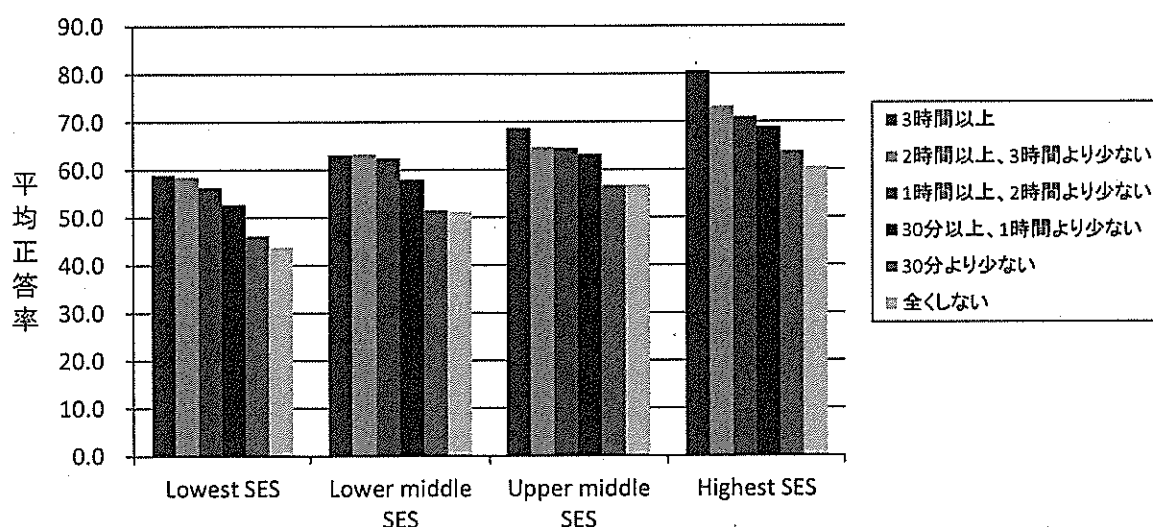
- 家庭の社会経済的背景(SES)*が高い児童生徒の方が、各教科の平均正答率が高い傾向が見られる。

＊ 家庭の社会経済的背景(SES)：保護者に対する調査結果から、家庭所得、父親学歴、母親学歴の三つの変数を合成した指標。当該指標を四等分し、Highest SES、Upper middle SES、Lower middle SES、Lowest SESに分割して分析。

	小学校				中学校			
	国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
Lowest SES	53.9	39.9	68.6	47.7	70.7	59.8	54.4	31.5
Lower middle SES	60.1	46.1	75.2	55.1	75.2	66.0	62.0	38.8
Upper middle SES	63.9	51.4	79.2	60.3	78.6	70.3	67.5	44.9
Highest SES	72.7	60.0	85.4	70.3	83.6	76.7	75.5	55.4

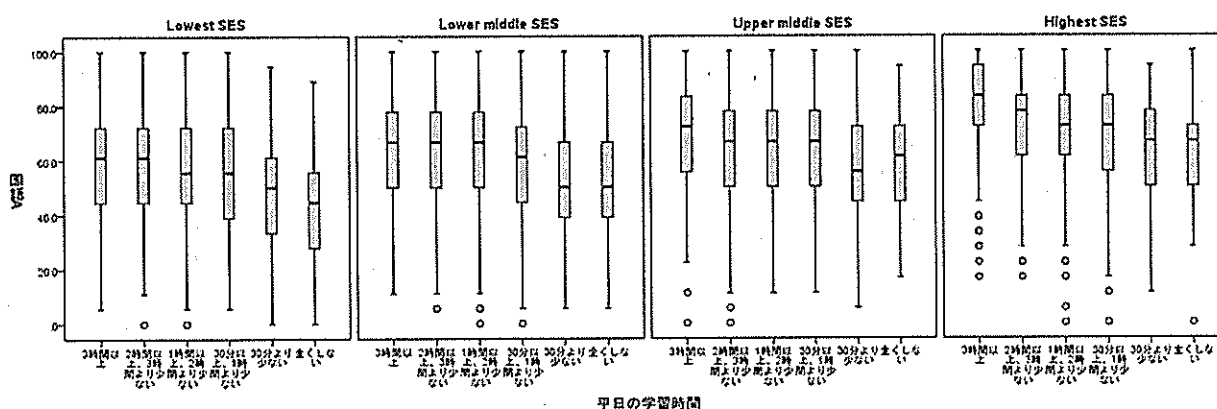
2 不利な環境を克服している児童生徒の特徴

- 家庭の社会経済的背景(SES)と子供の学力との間には強い相関があるが、家庭の社会経済的背景(SES)が低いからといって、必ずしも全ての子供の学力が低いわけではない。
- 子供の学習時間は、全ての家庭の社会経済的背景(SES)で学力との関係が見られ、学習時間は不利な環境を克服する手段の一つと考えられる。



平日の学習時間と教科の平均正答率の関係の例 <小学校・国語A>

- 上記は平均値に着目したものであるが、箱ひげ図で見ると、箱の重なりは大きく、学習時間の長さが高い学力の獲得に関して独立した効果を持っている。



SES別学習時間別学力の分布の例 <小学校・国語A、箱ひげ図>

- Lowest SESでかつ学力が高い(A層)児童生徒には、以下の特徴が見られる。

* 学力差の大きい算数B・数学Bを使って分析

☐ 朝食等の生活習慣

(朝食を毎日食べている、毎日同じくらいの時刻に寝ている/起きている、テレビ等を見る時間・テレビゲームをする時間が少ない)

☐ 読書や読み聞かせ

(保護者が子供に本や新聞を読むようにすすめている、子供が小さい頃に絵本の読み聞かせをした、子供と一緒に図書館に行く)

☐ 勉強や成績に関する会話・学歴期待・学校外教育投資

(保護者が子供と勉強や成績のことについて話をする、保護者の高い学歴への期待、子供への教育投資額が多い)

☐ 保護者自身の行動 (授業参観や運動会などの学校行事への参加)

☐ 児童生徒の学習習慣と学校規則への態度

(家で自分で計画を立てて勉強している、学校の宿題をしている、学校の規則を守っている など)

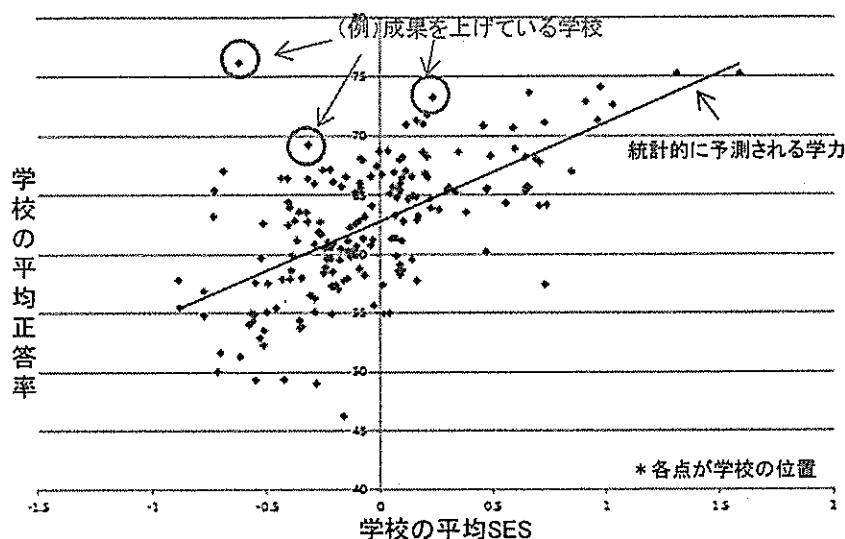
☐ 学校での学習指導

(自分の考え方を発表する機会が与えられている、家庭学習の課題の与え方について教職員で共通理解を図る ※小学校)

3 不利な環境においても成果を上げている学校の実践

(1) 学校全体の学力の向上

- 児童生徒の家庭の社会的・経済的背景(SES)から統計的に予測される学力を上回る成果を上げている学校もある。



学校の平均SESと教科の平均正答率の関係の例 <小学校・算数A、学級数2以上>

- このような学校全体の学力の向上に効果を上げている学校では、以下の共通の特徴が見られた。(訪問調査の結果)

☐ 家庭学習の指導の充実

(例: 児童生徒に宿題だけでなく自主学習等に取り組ませ、教員が毎日チェック・コメントをしている。)

☐ 管理職のリーダーシップと同僚性の構築、実践的な教員研修の重視

(例: 中学校において教科を超えて授業を見せ合い、教え合いを行っている。管理職が明確なビジョンや方針を示し共通理解を図っている。他校の授業を見る研修を促している。)

☐ 小中連携の取組の推進

(例: 小中で学習規律・生活規律面や教育課程での系統性を図っている。)

☐ 言語活動の充実等

(例: ノート指導の充実。黒板に「めあて(目的)」を書き、授業のねらいを明確化させる。教育課程全般で「話すこと」や「書くこと」に力を入れている(「聞くこと」はできている)。読書習慣の形成に力を入れている。)

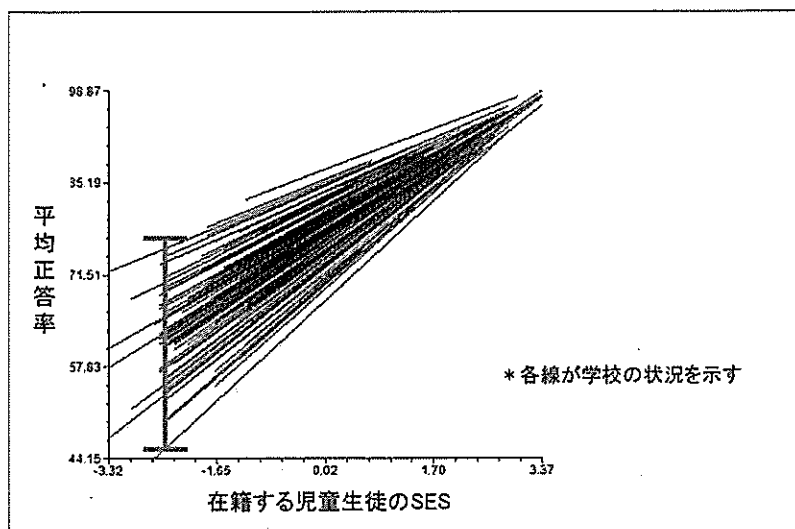
☐ 各種学力調査の積極的な活用

☐ 基礎・基本の定着と少人数指導

(例: 基礎・基本の徹底。少人数指導、ティームティーチング、習熟度別指導の導入。)

(2) 学校内の家庭の社会経済的背景 (SES) による格差の改善

- 学校により家庭の社会経済的背景(SES)が学力に及ぼす影響度が異なる。



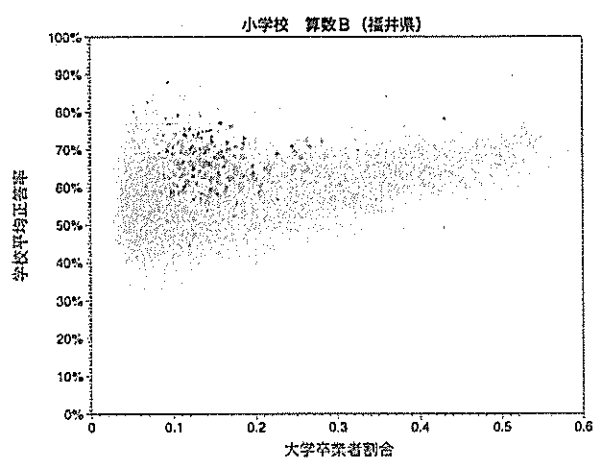
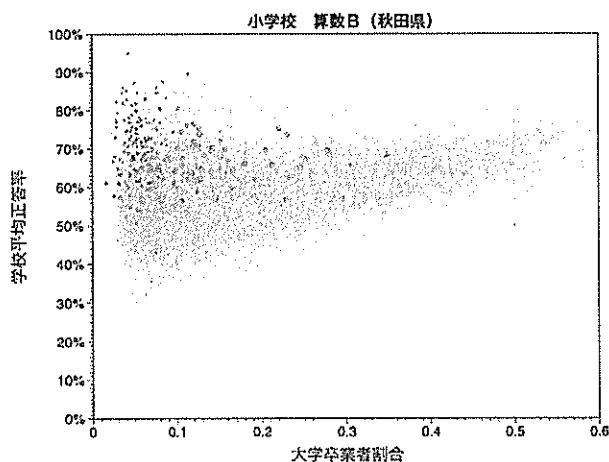
在籍する児童生徒のSESと教科の平均正答率の関係の例 <小学校・算数A>

- 学校内の家庭の社会経済的背景(SES)による影響を縮小する学校の取組としては、以下のものが挙げられる。(小学校の取組)

- ☐ 放課後を利用した補充的な学習サポート
- ☐ 算数の授業における習熟度別少人数指導(習熟の遅いグループに対する指導)
- ☐ 小中連携(教科の指導内容や指導方法についての連携)
- ☐ 家庭学習の課題の与え方に関する教職員の共通理解

(参考)全体として不利な環境を克服している都道府県の例

- * 国勢調査の大学卒業者割合と調査対象校の平均正答率の関係(小学校・算数B)
- 各点が学校の位置を示しており、グレーは全国状況、赤は当該県の状況



4 保護者の意識等と学力の関係

- 保護者が以下の行動や考え方をしている方が、子供の学力が高い傾向が見られる。

子供への接し方

* 家庭の社会経済的背景(SES)の影響を取り除いても学力との関係が見られる。

☐ 生活習慣に関する働きかけ

(毎日決まった時間に寝る/起きるようにしている、毎日朝食を食べさせている、テレビゲームで遊ぶ時間を限定している、携帯電話等の使い方に関するルールや約束を作っている(または、テレビゲームや携帯電話等を持たせていない))

☐ 読書に関する働きかけ

(本や新聞を読むようにすすめている、読んだ本の感想を話し合ったりしている、小さい頃に絵本の読み聞かせをした)

☐ 学習に関する働きかけ

(子供の勉強を普段みている、計画的に勉強するように促している、子供が英語や外国の文化に触れるよう意識している)

☐ 文化・芸術・自然体験活動に関する働きかけ

(子供と一緒に「博物館や科学館」「図書館」「美術館や劇場」に行く)

☐ 子供とのコミュニケーション

(子供と「学校での出来事」「勉強や成績」「将来や進路」「友達のこと」「社会の出来事やニュース」について話をする)

子供の教育に対する考え方

☐ 高い学歴への期待

☐ 子供の教育について、「自立できるようにする」「人の気持ちが分かる」「自分の意見をはっきり言える」「将来の夢や目標に向かって努力する」ことの重視

学校との関わり

☐ 学校の教育に関する意識

(学校の教育目標やその達成に向けた方策を知っている、学校や学級の教育活動に関する情報提供は役に立っている)

☐ 学校の活動への参加等

(授業参観や運動会などの学校行事への参加、ボランティアでの学校の支援、「地域には、ボランティアで学校を支援するなど、地域の子供たちの教育に関わってくれる人が多い」と感じている)

教育投資

☐ 子供への教育投資額(ただし、家庭収入が高いほど教育投資額は大きい傾向にある)

平成25年度全国学力・学習状況調査「教育委員会に対する調査」の結果概要

調査の概要

全国学力・学習状況調査を用いた教育施策の検証・改善に活用できるよう、教育委員会における教育施策の実施状況等について調査を実施

■調査対象 全ての都道府県教育委員会・市町村教育委員会
〔集計教育委員会数：47都道府県、1767市町村〕

■実施時期 平成25年4月17日～6月17日

■調査内容

- ・指導主事の配置状況等
- ・言語活動の充実やグローバル人材の育成、独自教材の開発・普及、ICT活用等に関する取組の状況
- ・教員の指導力向上に関する研修会の実施状況
- ・家庭・地域への教育支援に関する取組の状況
- ・学校種間連携の状況
- ・全国学力・学習状況調査の結果の活用等の状況

など

調査結果

本調査の回答状況と平成25年度全国学力・学習状況調査の本体調査の教科の平均正答率との関係を見ると、以下のような取組を行っている市町村教育委員会ほど、教科の平均正答率が高い傾向が見られた

【教育費】

※()は相関が見られた教科

- ・生徒1人あたりの学校教育費(中学校:国語A・国語B)

【言語活動の充実のための取組】

- ・指導資料等の作成や教職員研修の実施など、言語活動の充実のための取組(小学校:国語B・算数B)

【グローバル人材育成のための取組】

- ・外国語活動・外国語の授業以外で、国際交流や外国語でのコミュニケーション能力の育成のための取組(小学校:国語B・算数B)

【地域社会の一員としての意識を高める取組】

- ・児童生徒がボランティア活動などを通じて地域社会の一員として意識を高めることができるような取組(小学校:国語A・国語B・算数A・算数B、中学校:数学A・数学B)

【独自教材の開発・普及】

- ・児童生徒の国語又は算数・数学の学習を支援するために、教育委員会独自の教材の開発や普及(小学校:算数B)

【情報教育、ICT活用に関する取組】

- ・情報教育担当の指導主事の配置(小学校:算数B、中学校:数学B)
- ・ICT環境整備やデジタル教材の整備などの教育の情報化に係る計画の策定(小学校:国語B・算数B)
- ・新学習指導要領に対応して、コンピュータや電子黒板等のICTを活用した授業を実施するための指導資料の作成(小学校:算数B)
- ・情報教育や教科指導におけるICT活用に関する教員研修(小学校:算数B、中学校:数学B)

【授業力向上に関する取組】

- ・国語又は算数・数学に関する授業力向上のための教員研修(小学校:算数B)

【学校種間連携に関する取組】

- ・保育士や幼稚園教員と小学校教員との合同研修(小学校:国語B・算数B)
- ・幼稚園教員と小学校教員の人事交流(小学校:算数B)
- ・小学校教員と中学校教員との合同研修(小学校:国語B・算数B)
- ・小学校教員と中学校教員の人事交流(小学校:国語B・算数B、中学校:国語A・国語B・数学A・数学B)
- ・小学校と中学校の教育課程の接続(小学校:国語B・算数B、中学校:数学A・数学B)

【全国学力・学習状況調査の結果の活用等に関する取組】

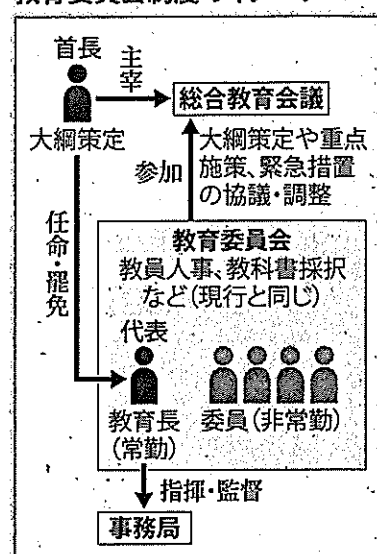
- ・全国学力・学習状況調査の結果の分析・検証は役に立つ(小学校:国語A・国語B・算数A・算数B、中学校:国語B)
- ・全国学力・学習状況調査の問題、結果や「授業アイデア例」を用いた指導改善のための研修等(小学校:国語B・算数B)
- ・平成19年度から24年度までの間に独自の学力調査を実施(小学校:国語A)

教委改革法が成立

首長権限強化 委員の資質向上課題

教育委員会制度を見直す改正地方教育行政法が13日、参院本会議の賛成多数で可決、成立した。教育行政に対する首長の権限を強めるほか、自治体の教育方針について首長と教委が協議する「総合教育会議」の設置を義務付けるのが柱。来年4月に施行される。改正法は、移行措置として現在の教育長の任期(4

法改正後の教育委員会制度のイメージ



年)が終わるまでは現行の体制での運用を認めている。今回の改正法は、2011年の大津市中2いじめ自殺事件で、教委の「密室、隠蔽体質」が問題化したことから、教育行政に「民意を反映させる」として、首長に自治体の教育方針である「大綱」の策定権を与えた。首長が招集し、原則公開する「総合教育会議」で大綱策定や重点的な教育施策、いじめ自殺といった緊急事態への対応を協議する。

教育行政における責任の明確化のため教委トップには、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を置き、首長が議会の同意を得て任命・罷免。任期は3年とした。新制度の運用に際し、教育長や教育委員の資質・能力の向上が不可欠になる。文部科学省はこれまで新任の教育委員や教委事務局職員を対象に実施してきた研修の見直しを検討するほか、教育長に特化した研修も新たに始める方針だ。

【三木陽介】

首長ごり押し懸念／隠蔽体質改善も

「新教育委員会制度」は、教育政策に対する首長の権限強化が特徴だ。下村博文文科相は「60年ぶりの抜本的改革」と胸を張る。「首長の暴走」への懸念が残るが、隠蔽体質などが指摘された教育委員会が改善する可能性もある。課題をシミュレーションした。

教委として反対するのは難しいかもしれない」と懸念する。「首長がごり押しするケースも予想される」

北海道大の横井敏郎教授(教育行政学)は「教委の隠蔽体質などに歯がゆい思いをしてきた首長もいるだろう。いじめ問題については、首長が明確に関与できることで改善の可能性はある」と話す。一方で「首長の意識次第。関わりたがらぬ首長の場合は劇的に変わると思えない」と指摘した。

学校別結果公表の是非を巡り議論が絶えない全国学力テスト。ある市の市長は、学校別の成績を公表して各校を競い合わせ、市全体

ある市立中の生徒が自殺した。学校は全校生徒にアンケートを美

ケース①学テ結果公表

名古屋大の中嶋哲彦教授(教育行政学)は「教委が反対しても首

その場合はどう抑制するのか。中嶋教授は「教委側が総合教育会議で堂々と議論すべきだ。今後の制度は、教委自身の対応で中身が変わる」と指摘。教育委員の見識と資質がより問われるのだ。

ケース②いじめ問題

【坂口雄亮、藤沢美由紀】

教委制度 60年ぶり転換

2014.6.14 朝日新聞

首長関与強化 文科省、留意点通知へ

教育委員会制度が約60年ぶりに大きく転換する。教育への自治体の長（首長）の関与を強める改正地方教育行政法が13日、参院本会議で可決、成立した。施行は2015年4月。文部科学省は首長が暴走しないようにすることなど運用面での留意点について、7月にも各自治体に通知する。

改正法成立

参院では、首長が設ける「総合教育会議」や、そこで教委と話し合っていく教育行政の方針「大綱」などを通じて首長が教委に介入し、現場の混乱につながる恐れが指摘された。総合教育会議の議題につ

いて、下村博文文科相は12日の文教科学委員会と教科書採択や教員人事などを念頭に「協議対象として適切でない事項は、通知や説明会を通じて丁寧に周知したい」と答えた。首長が大綱策定にあたって教委と十分に

協議、調整する必要性なども通知に盛り込む方針だ。改正法では、首長は総合教育会議を主宰して教委とともに大綱を作成したり、事務局を率いる教育長を直接任命したりできるようにした。教委の一員である教

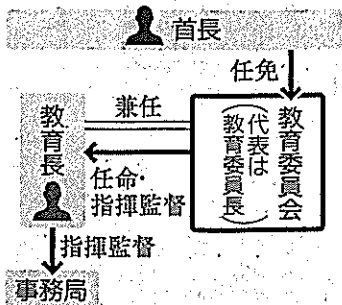
育長も、会議を代表する教育委員長と一本化することで権限が強まった。一方、教委の会議は「教育の政治的な中立性を担保するため」として、引き続き教育行政の執行機関とされた。教育長に対しては、教育委員の3分の1以上が求めれば会議を招集させることができる。下村文科相は13日の記者会見で、教委の執行権限を残したことについて「バランスのとれた改革になった」と話した。

事務局改革 盛り込まれず

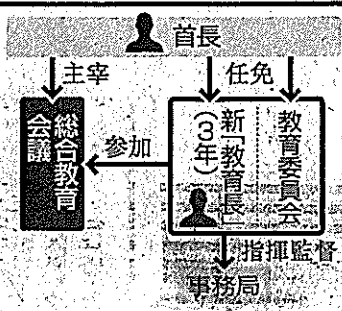
教育委員会制度の見直しは、11年に大津市で起きたいじめ自殺問題がきっかけの一つだった。教委は事実究明が後手に回り、形骸化していると批判を受けた。その教委は今回の改正で残ったが、活性化策は示されなかった。大津市の問題や大阪市立桜宮高校の体罰事件で「教育委員に情報を正確に伝えなかった」と批判された事務局の改革も盛り込まれなかった。教委をどう変えるかは自治体にゆだねられることになった。教委はどうあるべきか。

自治体の長の開く「総合教育会議」に対し、「親、子ども、教職員、地域住民ら『教育の当事者の民意』を反映する仕組みを考えるべきだ」と言つのは愛知県立大の坪井由実教授（教育行政学）だ。「各校に彼らをつくる協議会を置き、その代表からなる教育審議会を教委の下に設けてはどうか」と提案する。新しい制度を自治体の長、教育長、教育委員、そして住民がどう使いこなすかが問われている。（編集委員・氏岡真月、高浜行人）

現行



改正法



教育行政の仕組み □ 執行機関 ■ 大綱を協議・策定